

東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）  
ごみ処理基本計画（素案）

計画期間 令和3年度～令和12年度

令和2年11月  
東大阪市



# 第1部 ごみ処理基本計画

第1章	計画策定の基本的事項	3
1	計画策定の目的	3
2	計画の位置付け	4
3	計画期間	6
4	東大阪市の状況	7
第2章	ごみ処理の現状	11
1	ごみ処理量等の推移	11
2	ごみ処理の体系	13
3	ごみ質の実態	14
4	ごみ処理体制	17
5	中間処理の現状	19
6	最終処分の現状	21
7	事業費	22
第3章	東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）の総括	25
1	前計画の概要	25
2	前計画の目標達成状況	26
3	前計画の施策の実施状況	28
4	大阪府内の他都市との比較	32
5	現状を踏まえた課題の整理	36
第4章	将来予測	39
1	人口の見通し	39
2	排出量の将来推計	40
第5章	ごみ処理基本計画	41
1	ごみ処理の基本目標	41
2	ごみ処理の数値目標	44
3	SDGs との関わり（SDGs：Sustainable Development Goals）	46
4	基本施策	49
5	重点プロジェクト	66
6	計画の進行管理	79



# 第 1 部

## ごみ処理基本計画



# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の目的

市民・事業者・各種団体のみなさまのご協力により、本市のごみの量は着実に減少しています。これはみなさまが日ごろの暮らしや仕事の中で、ごみの減量や資源化に向けた行動を実践し、また継続してきた成果と言えます。

一方で、廃棄物処理を取り巻く情勢としては、資源枯渇の懸念や地球温暖化の問題、大規模災害への対応、資源価格の変動、超高齢社会の到来、新たな感染症の発現によるライフスタイルの多様化などが見られます。

本市では、平成28年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）」（以下「前計画」という。）を策定し、令和7年度を目標年次としてごみの減量を進めてまいりましたが、大阪府内の市町村と比較すると、ごみの排出量は依然として非常に多く、今後、更なるごみの排出量および焼却処理量の削減が求められております。

国においては、前計画策定以降、持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）の達成に向けて、関係省庁や都道府県が率先して取り組む方針が示され、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていくこととしています。

このような動向を踏まえ、今後の循環型社会形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画のうち、ごみ処理基本計画では「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現を目指しており、市民・事業者・各種団体・行政が協働して総合的かつ計画的にごみの減量や資源化を進めるための方針と手順を定めています。

また、生活排水処理基本計画では、今後も引き続き、下水道整備を進めるとともに、市民のみなさまのご協力を得ながら生活排水の処理を計画的かつ適正に実施していくものです。

市民・事業者・各種団体のみなさまとともに本計画を着実に進め、「東大阪市の環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいきたいと考えております。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理や循環型社会形成に関わる法律や条例と整合を保ちつつ、図1に示すように、東大阪市第3次総合計画後期基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）や東大阪市第3次環境基本計画を上位計画として、東大阪市の今後の循環型社会形成に向け、ごみ処理行政全般にかかる取り組みや生活排水におけるさらなる水質保全を図るための基本方針を定めたものです。

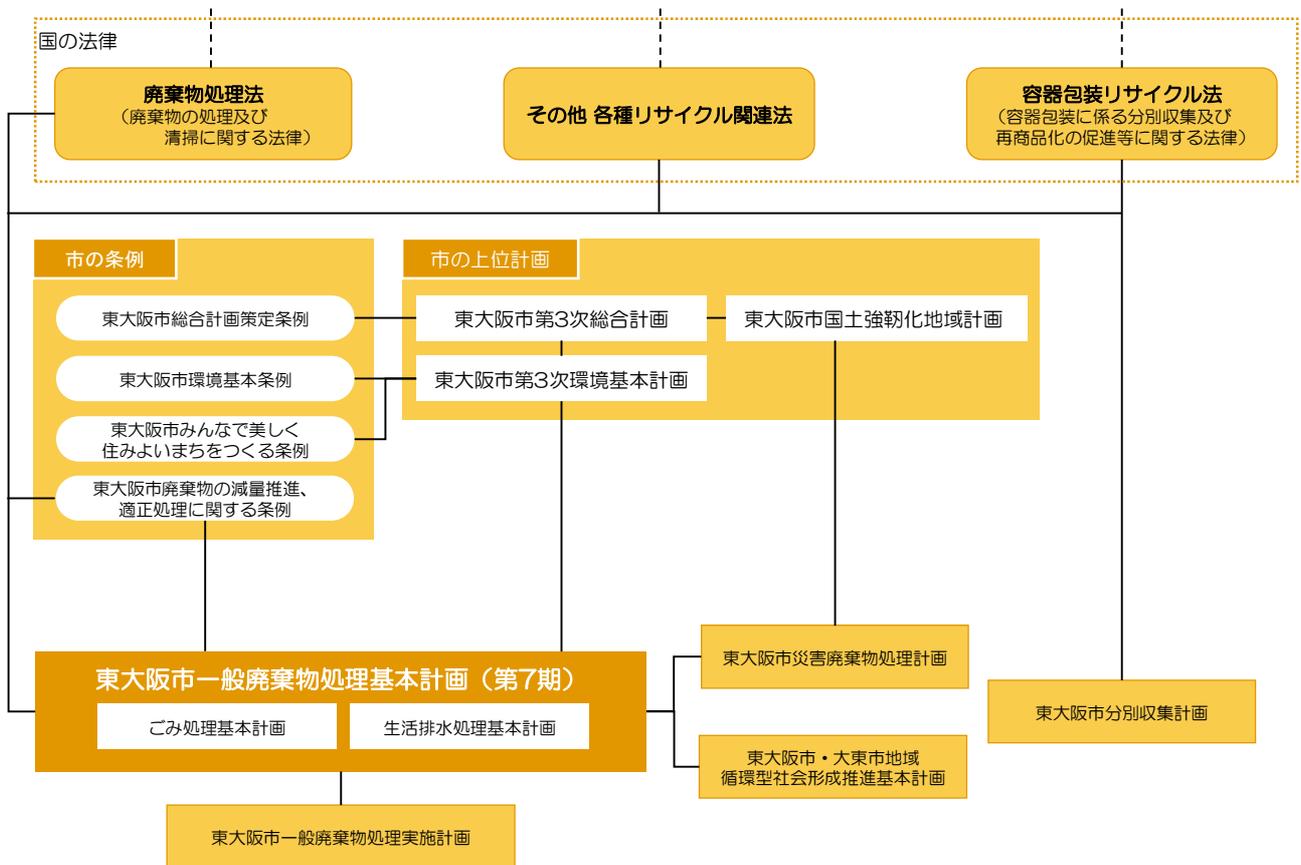


図 1 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



[経済産業省ウェブサイトをもとに作成]

図 2 循環型社会の形成を推進するための国の法体系

### 3 計画期間

環境省の『ごみ処理基本計画策定指針』では「一般廃棄物処理基本計画は目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。本市においては前計画を平成28年3月に策定し、5年が経過しました。

本計画は、令和3年度を初年度、令和12年度を最終目標年度として改定するものです。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢の変化等必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

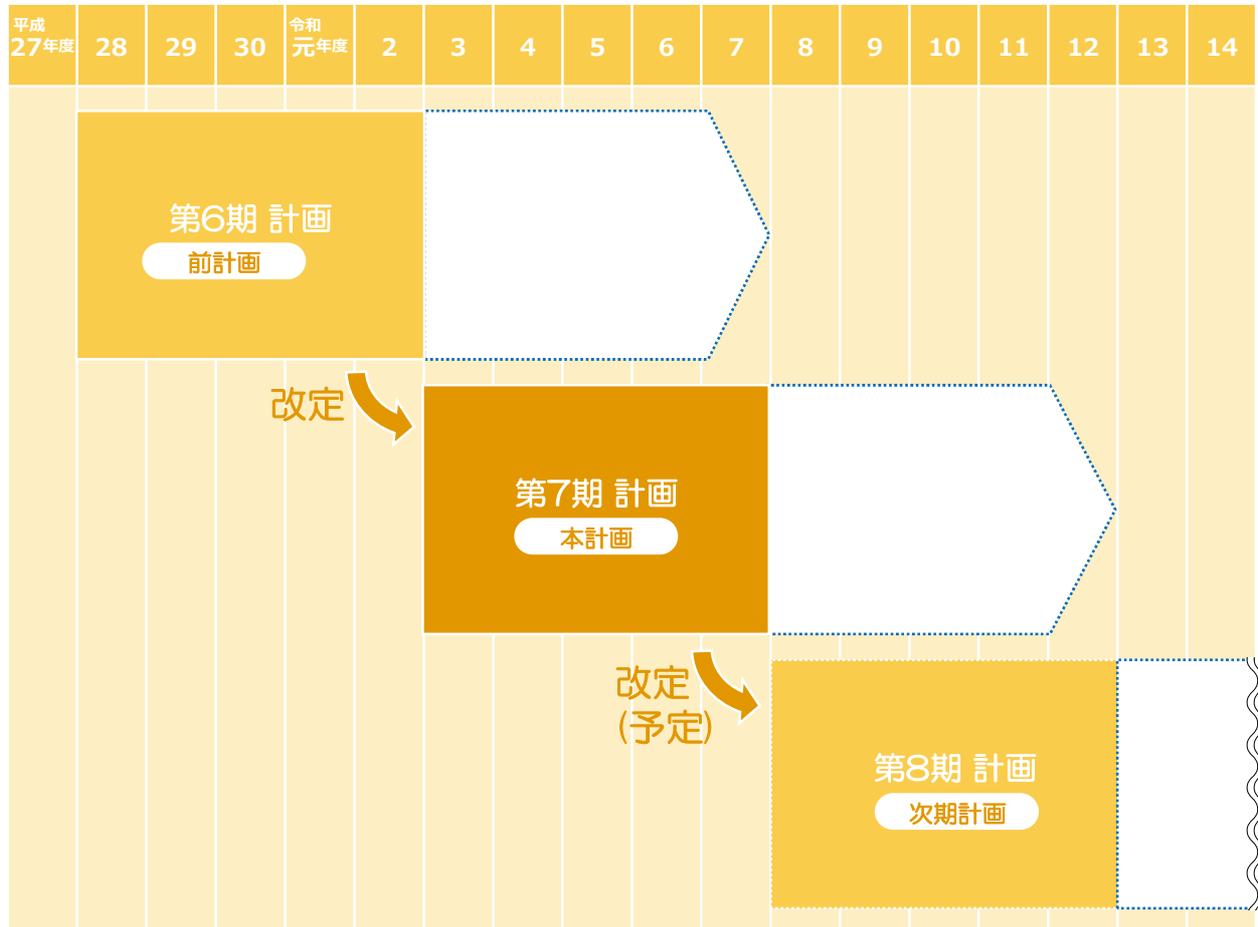


図 3 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

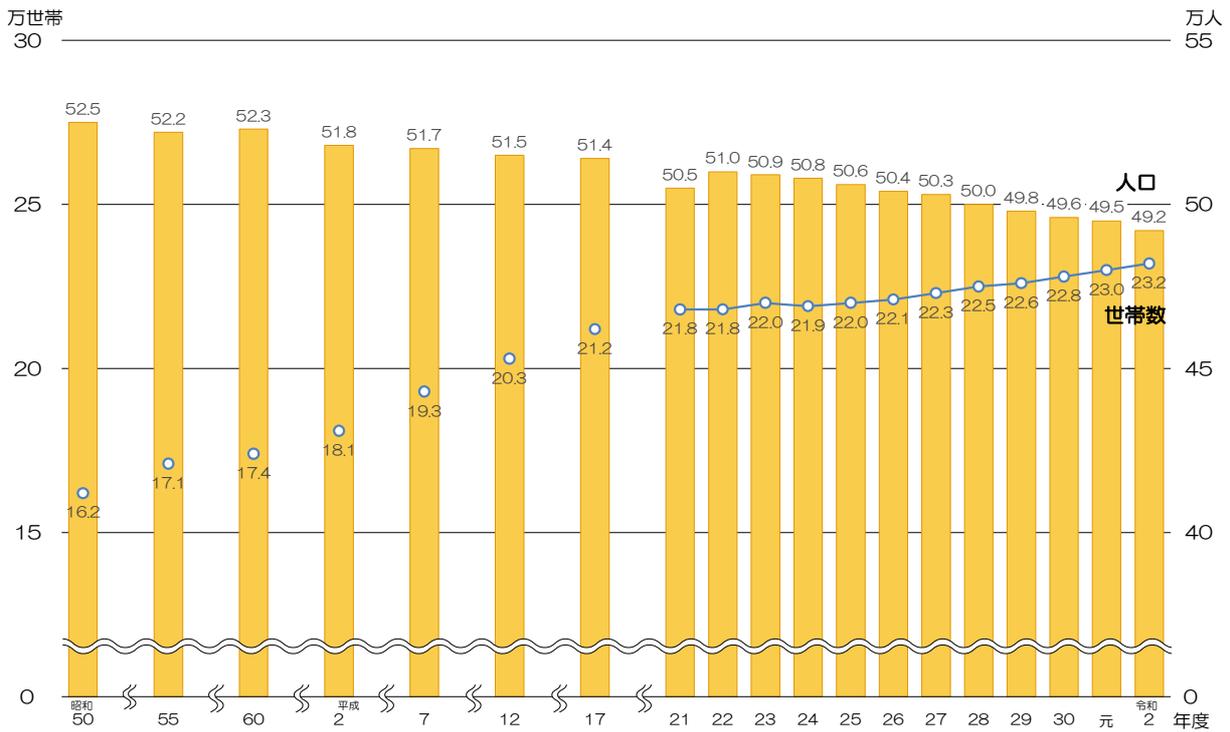
## 4 東大阪市の状況

### (1) 人口と世帯数の推移

日本の人口は平成 20（2008）年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和 50（1975）年をピークに停滞し、平成 2（1990）年から減少しております。

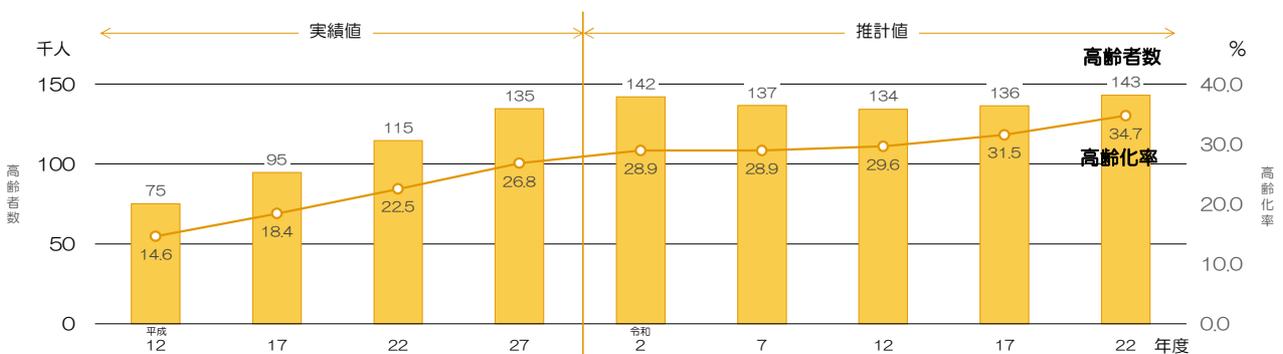
令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は約 49 万 2 千人、世帯数は約 23 万 2 千世帯となっています。

また、本市の高齢化率は年々上昇し、令和 17 年（2035）年には 30% を超え、その後も上昇する見込みとなっています。



[出典 東大阪市統計書、人口の動き]

図 4 人口・世帯数の推移

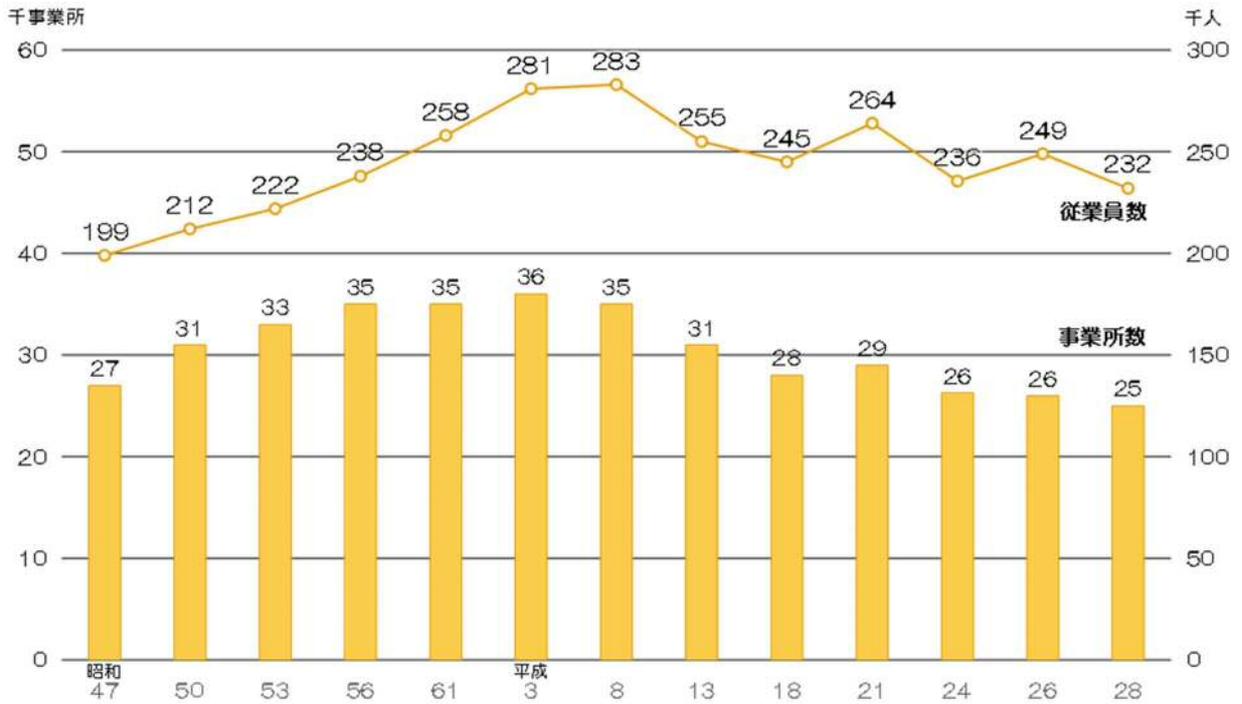


[出典 東大阪市第 3 次総合計画]

図 5 高齢者数・高齢化率の推移

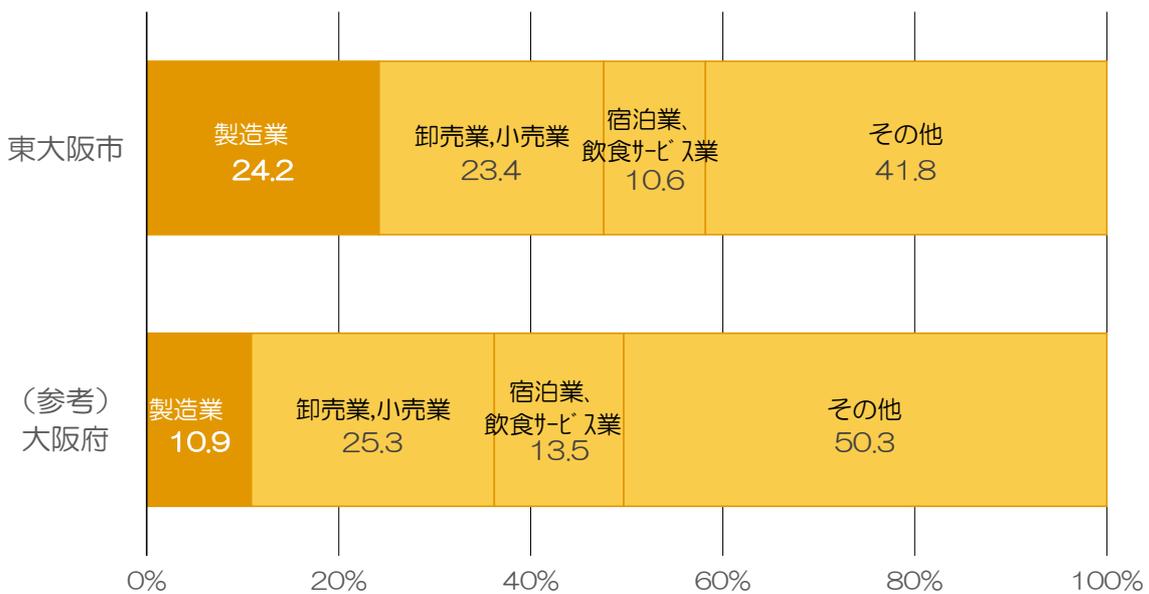
(2) 事業所数と従業員数

東大阪市の事業所数は、平成 28 年時点現在で約 2 万 5 千事業所、そのうち 24.2%が製造業です。モノづくり企業の集積地として、鉄線・ボルト・ナット・作業工具等の地場産業や金属・機械・電気部門等の製造加工業が多く立地しており、大阪府平均（10.9%）と比べても割合が高くなっています。



[出典 東大阪市統計書]

図 6 事業所数と従業員数の推移



[平成 28 年経済センサス-活動調査をもとに作成]

図 7 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）

(3) 災害への対応

我が国では、近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、また激甚化しています。本市でも、平成30年9月に台風21号による家屋等倒壊被害が発生し、大規模な家屋半壊が7件、半壊が6件、一部損壊が890件ありました。一部損壊については、これ以外にも家屋被害が多く発生したと考えています。(図8)

東大阪市地域防災計画で今後想定されている地震のうち、最も大きな影響を及ぼすとされている「生駒断層帯地震」では、市内中心部で震度7、広範囲で震度6強が想定されています。(図9)

表 1 想定する災害(地震)

項目	内容
想定地震	生駒断層帯地震
予想規模	マグニチュード7.0~7.5(最大震度7)
建物全半壊棟数 (全棟に対する割合%)	99,252棟 (全棟167,175棟に対し59.4%)
避難人口	97,444人

※ 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より167,175棟とした。  
 出典:「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より作成

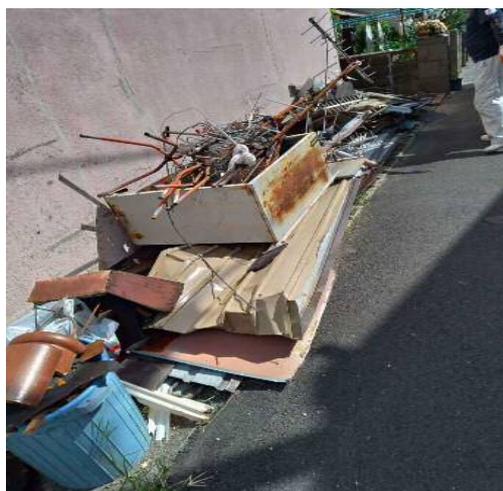


図 8 平成 30 年台風 21 号の被害によって発生した災害廃棄物

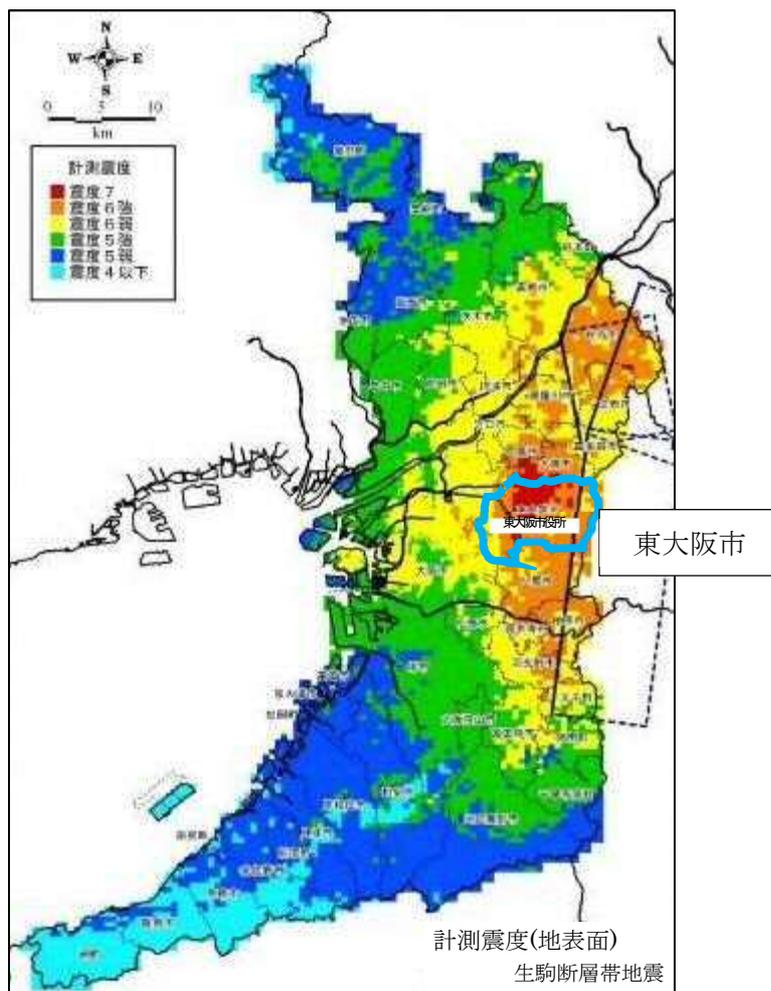


図 9 生駒断層帯地震 震度分布図

[出典:「大阪府地震被害想定」平成19年3月、大阪府]

**第1章 計画策定の基本的事項**

また、東大阪市地域防災計画では、対象風水害として東海豪雨災害と同等の規模を想定しています。対象地域で想定される最も規模の大きい風水害として、大阪府が洪水リスク表示図で示している、淀川水系寝屋川流域の河川等における最大規模の風水害を想定しています。

台風や豪雨の際には広い範囲での浸水の可能性があり、河川近傍では2m以上の浸水も想定されていることから、大量の災害廃棄物の発生が想定されています。(図10)

表 2 想定する災害(風水害)

項目	内容
想定風水害	淀川水系寝屋川流域の氾濫(洪水)(最大規模)
予想雨量	おおむね 90mm/時間
建物全半壊・浸水棟数 (全棟に対する割合%)	建物全半壊 15,674棟 (9.4%)
	建物浸水(床上/床下) 109,028棟 (65.2%)

※ 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より167,175棟とした。  
出典:「大阪府 洪水リスク表示図」(平成25年、大阪府)より推計

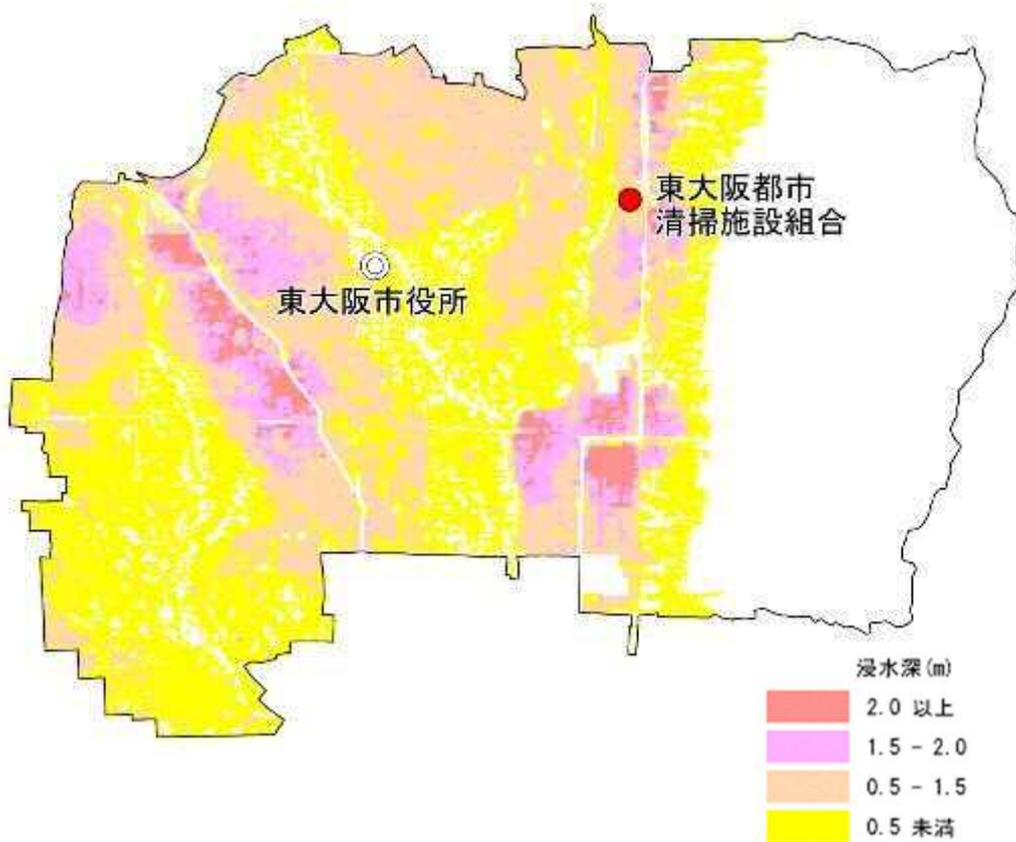


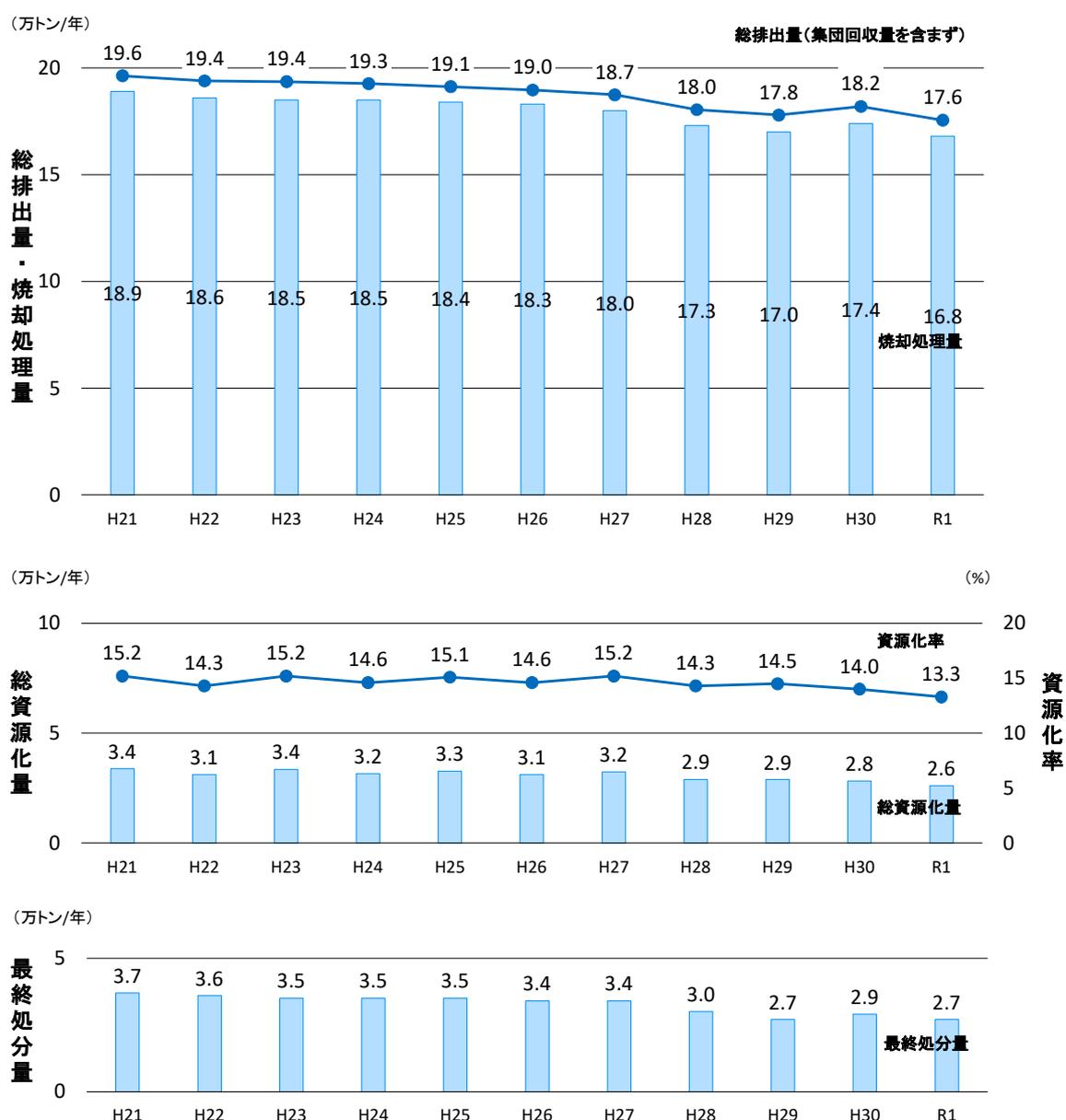
図 10 淀川水系寝屋川流域洪水浸水想定区域図

[出典:「大阪府 洪水リスク表示図」(平成25年、大阪府)]

## 第2章 ごみ処理の現状

### 1 ごみ処理量等の推移

ごみの総排出量は令和元（2019）年度で約 17.6 万トンになっており、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第5期）」計画（以下、「第5期計画」という。）の基準年度である平成 21 年度と比較して約 2 万トン（約 10.6%）減少しています。同様に焼却処理量も減少傾向です。



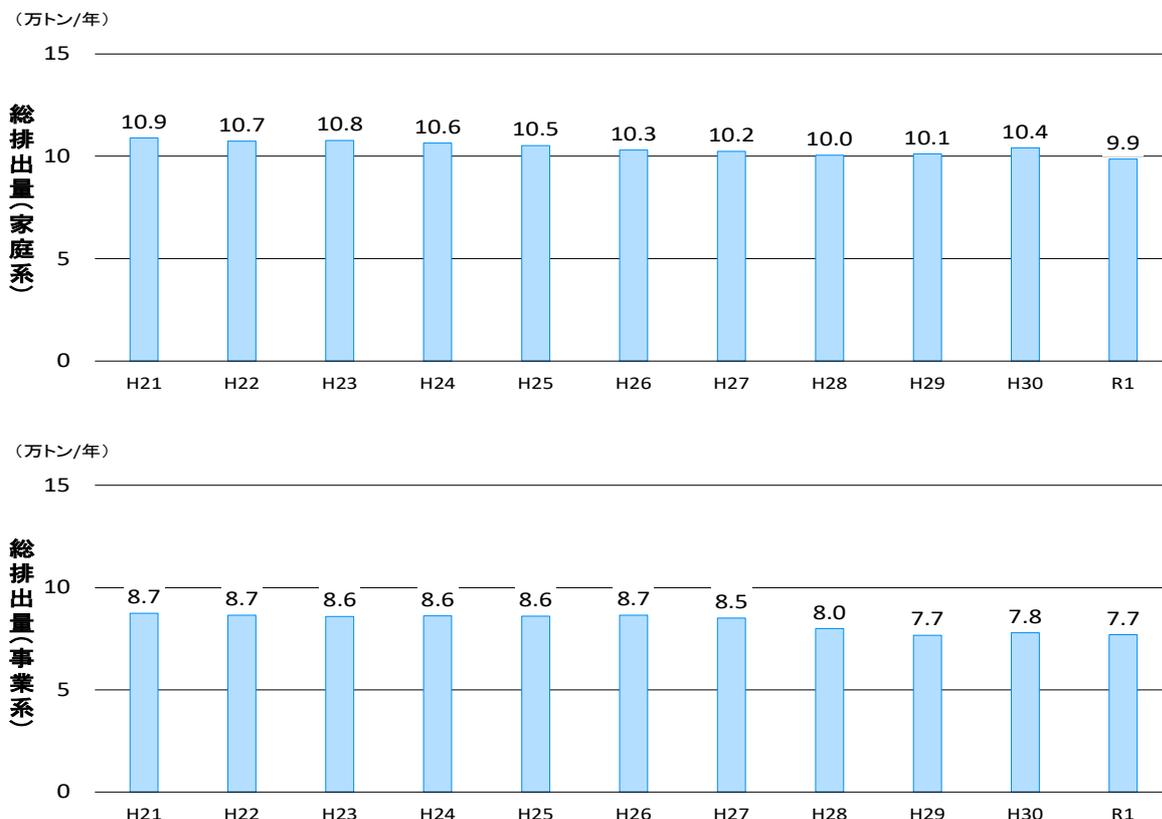
[東大阪市 資料]

図 11 総排出量・焼却処理量・総資源化量・資源化率・最終処分量の推移

## 第2章 ごみ処理の現状

家庭系ごみの総排出量は令和元（2019）年度で約 9.9 万トンになっており、第5期計画の基準年度である平成 21 年度と比較して約 1 万トン（約 9.5%）減少しています。

また、事業系ごみの総排出量は令和元（2019）年度で約 7.7 万トンになっており、第5期計画の基準年度である平成 21 年度と比較して約 1 万トン（約 12.0%）減少しています。



[東大阪市 資料]

図 12 総排出量（家庭系）・総排出量（事業系）の推移

表 3 ごみ量の定義

総発生量	「総排出量＋市民、事業者独自の取り組みによる資源化量」
総排出量	「計画収集量＋拠点回収量＋直接搬入量＋集団回収量」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画収集量は、実際にごみの収集を行っている区域の収集量</li> <li>・拠点回収量は、古紙、蛍光管、乾電池、小型家電等のうち、地域の回収拠点で回収された量</li> <li>・直接搬入量は、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ量</li> <li>・集団回収は、自治会等が自主的に再生資源（古紙類等）を回収し、リサイクルする活動</li> </ul>
総排出量（家庭系）	「計画収集量＋拠点回収量＋集団回収量」
総排出量（事業系）	「計画収集量＋直接搬入量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの計画収集量は、許可業者が実際にごみの収集を行っている区域の収集量の収集量</li> </ul>
焼却処理量	「総排出量」のうち焼却処理された量（家庭ごみと粗大ごみの破碎残さ等）
総資源化量	「資源物の量（市収集）＋集団回収量＋資源物の量（市民・事業者）」
資源化率	ごみの総発生量に占める総資源化量の割合
最終処分量	埋め立て処分した量 「焼却処理後の残灰発生量」＋「不燃残さ量」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃残さ量は、資源化物の選別過程で発生する不燃物の量</li> </ul>

## 2 ごみ処理の体系

本市のごみ処理体系を次図に示します。

家庭ごみ（燃えるもの）は、焼却施設で焼却されます。また、もえない小物（不燃の小物）、大型ごみは焼却又は破碎され、金属類等は資源化されています。あきかん・あきびんやプラスチック製容器包装、ペットボトルは選別後、資源化され、拠点回収されたものについては、主に民間事業者施設にて資源化されています。事業系ごみは、直接または許可業者がごみ処理施設に搬入しています。

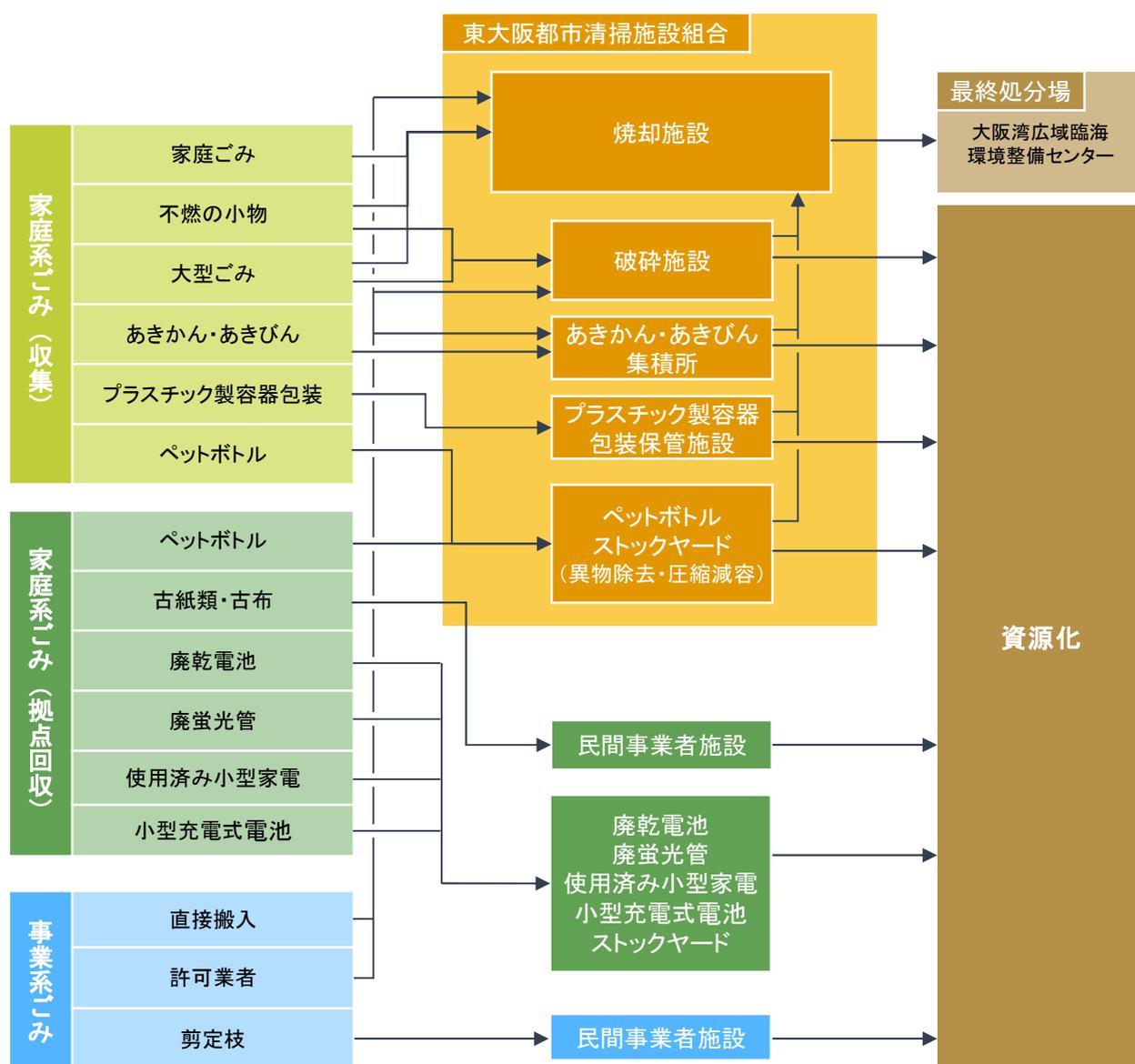


図 13 ごみ処理体系の現状

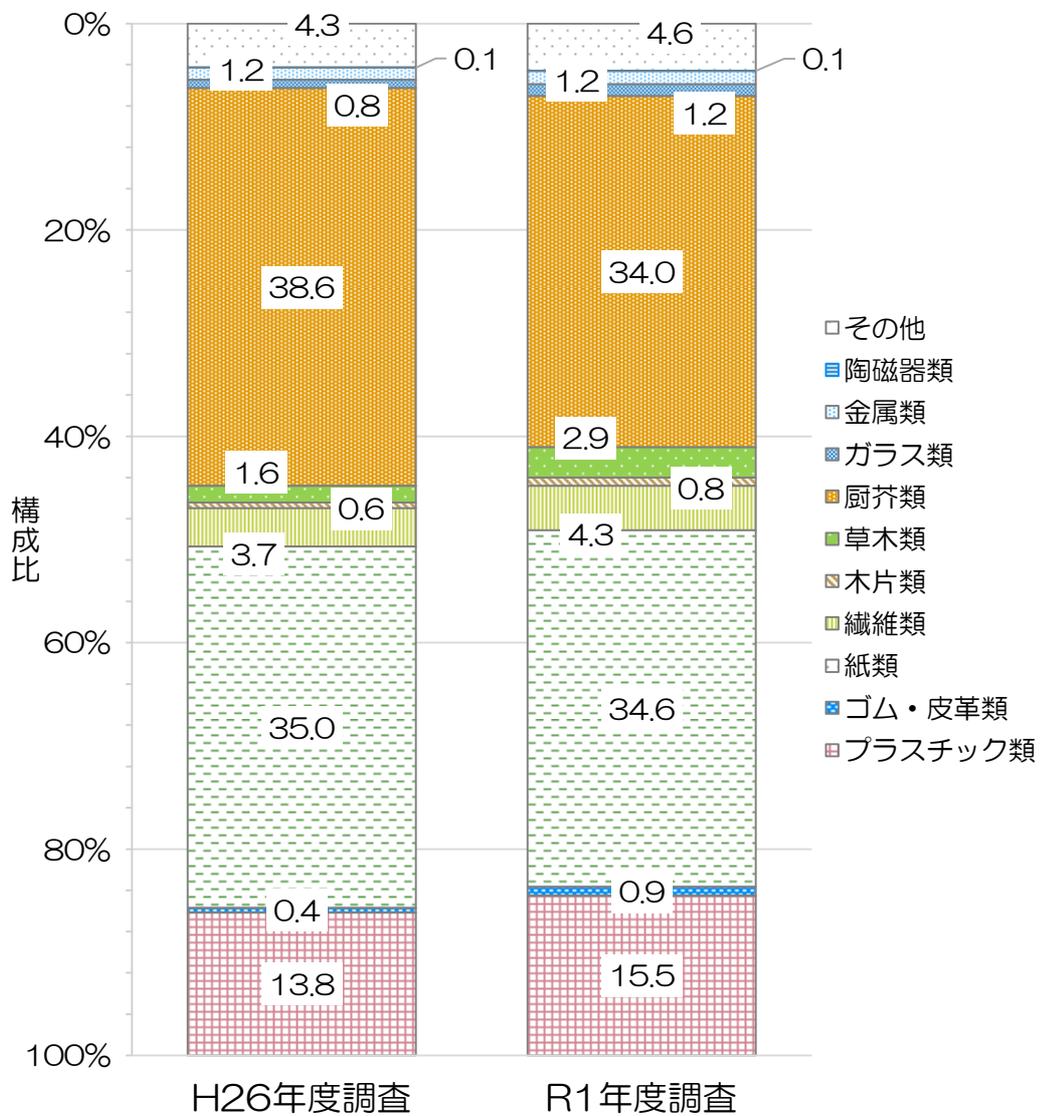
### 3 ごみ質の実態

#### (1) 家庭ごみのごみ質

令和元年9月に市内の3地区で「家庭系ごみ（家庭ごみ、プラスチック製容器包装、不燃の小物）」のごみ質調査を実施しました。

図に示すように、家庭ごみのごみ質は、重量比で「厨芥類（流出水分含む。以下同じ）」が約34%、「紙類」が約35%、「プラスチック類」が約15%でした。

平成26年度調査結果（9月のほぼ同じ時期に調査実施）との重量比による比較を図14に整理しました。全体的には同じ傾向のごみ組成でしたが、令和元年度の調査結果では、プラスチック類の割合が約1.6%増加し、厨芥類の割合が約4.6%低下していました。



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 14 家庭ごみの成分別ごみ組成の平成26年度調査との比較（重量比）

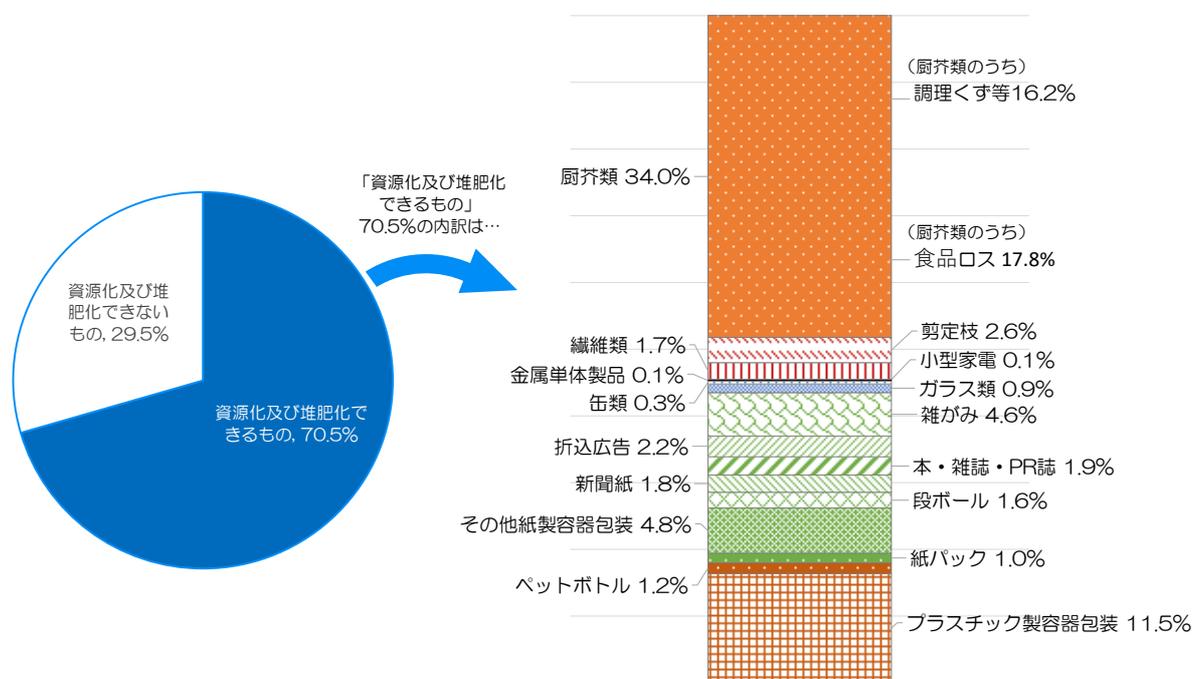
(2) 家庭ごみ中に含まれる資源化可能なものの割合

図15の円グラフに示すように、家庭ごみ中に資源化及び堆肥化できるものが約70.5%（うち資源化可能物が約33.8%）含まれています。

雑紙（約4.6%）、雑誌・書籍（約1.9%）、新聞紙（家庭内で再使用されずに何も包まず捨てられた新聞紙（約1.8%）、段ボール（約1.6%）等の通常の新紙類やびん類（約0.9%）、缶類（約0.3%）衣類（約1.7%）の割合は比較的low、これらはすでに多くがリサイクルに回されていると考えられます。

プラスチック製容器包装（約11.5%）や紙類（約18.0%）、堆肥化等が可能な厨芥類（※約34%）が比較的大きな割合で残っております。

※堆肥化等が可能な厨芥類のうち食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）は17.8%含まれていました。



※四捨五入のため内訳と合計は一致しません。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図15 家庭ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）

表 4 家庭ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）

組成分類項目			今回調査 R1 %	前回 H26 %		
資源化 可能物	プラスチック類	ペットボトル（PET収集の対象品目）	1.2%	0.7%		
		★法対象物のみ	プラスチック製 容器包装	プラボトル	0.9%	0.9%
			白色発泡トレイ	0.1%	0.1%	
			容器類（ボトル、白色発泡トレイ除く）	3.6%	2.6%	
			袋、シート等包装類	6.6%	6.4%	
			緩衝材、その他	0.4%	0.2%	
		計	11.5%	10.2%		
	小計	12.7%	10.9%			
	紙類	紙パック（飲料水、アルミコーティングなし）	1.0%	0.9%		
		段ボール	1.6%	2.3%		
		その他紙製容器包装（法律対象物のみ）	4.8%	5.0%		
		新聞紙（そのまま排出）	1.8%	1.0%		
		本・雑誌・PR誌	1.9%	1.5%		
		折込広告	2.2%	0.6%		
雑がみ		4.6%	6.9%			
小計	18.0%	18.1%				
ガラス類 (びん類)	リターナブルびん	—	—			
	ワンウェイびん	0.9%	0.8%			
小計	0.9%	0.8%				
金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.2%	0.2%		
		飲料水のスチール缶	0.0%	0.0%		
		缶詰、缶箱	0.1%	0.2%		
	計	0.3%	0.4%			
	簡易ガスボンベ・スプレー缶	0.0%	0.1%			
	金属単体製品	0.1%	0.1%			
	小型家電	0.1%	0.1%			
小計	0.5%	0.7%				
繊維類（衣類）		1.7%	1.1%			
資源化可能物の合計			33.8%	31.5%		

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

## 4 ごみ処理体制

## (1) 分別区分および収集方法

本市では、ごみと資源物を以下の区分で収集、処理しています。なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。

表 5 分別区分・収集方法

分別区分		収集回数	収集場所	収集主体
市 収 集	家庭ごみ（燃えるもの）	週2回	決められた場所	委託業者 直営（東部環境事業所）
	あきかん・あきびん	月2回		委託業者
	もえない小物 （不燃の小物）	月2回		
	プラスチック製容器包装	週1回	資源ステーション	直営（中部環境事業所）
	ペットボトル	月2回	資源ステーション 回収拠点	
	大型ごみ	随時	決められた場所	直営（西部環境事業所）
	廃蛍光管・廃乾電池	—	回収拠点	直営（北部環境事業所）
	小型充電式電池			
	使用済小型家電			
	古紙類			
自 主 回 収 他	古紙類・古布類 アルミ缶 リターナブルびん	集団回収（自治会や子ども会、マンション管理組合等が自主的に資源物を回収する活動）実施団体による		集団回収実施団体が 契約した業者
	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅（宅配便業者が集配）	リネットジャパンリ サイクル(株)
	剪定枝		学校園	直営（北部環境事業所）

## 第2章 ごみ処理の現状

### (2) 収集車両・収集職員

本市のごみ収集は4つの環境事業所を拠点とし、収集車両 88 台、収集職員 169 人（大型マンションを除く家庭ごみは委託：収集車両 69 台、収集職員 207 人）で対応しています。

一方、事業系ごみの収集を担う許可業者は、許可業者 26 社が 170 台の車両で、市内事業所のごみ収集を行っています。

なお、本市の一般廃棄物排出量の推移から、既存許可業者の収集・運搬能力で適正な収集・運搬が可能となっています。

表 6 収集車両・収集職員の現状（令和2年10月現在）

収集車両						収集職員数
2トン パッカー	3.5トン パッカー	2トン ダンプ	1トン ダンプ	軽 トラック	合計	
54	15	10	2	7	88	169

[東大阪市 資料]

表 7 許可業者数（令和2年10月現在）

許可業者数	許可車両数
26	170

[東大阪市 資料]

### (3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は次のとおりです。

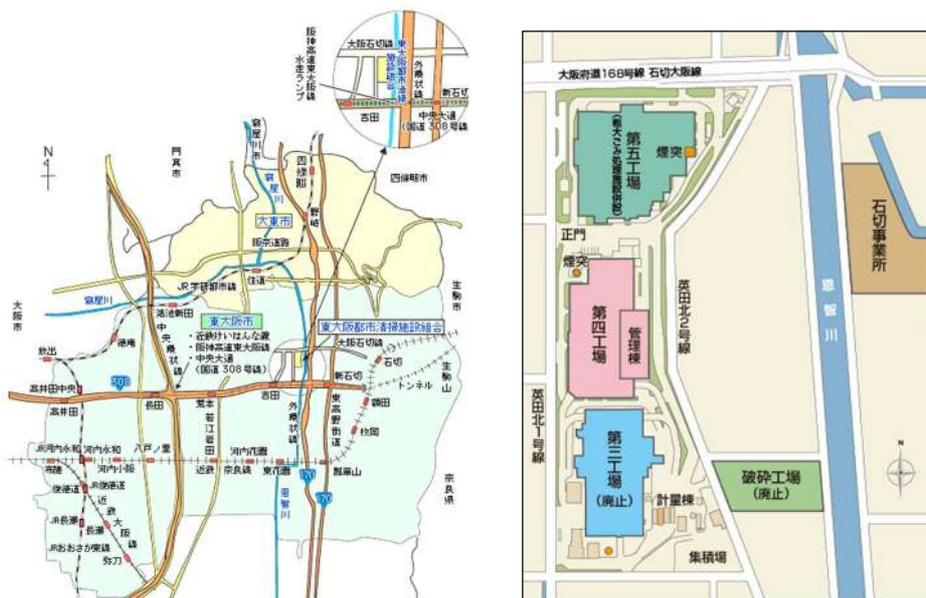
表 8 ごみ処理手数料

種類	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kgにつき 1,350円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	10kgにつき90円
小動物 の死体	小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分するとき	1体につき 2,000円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	1体につき 1,000円

## 5 中間処理の現状

本市の焼却処理は大東市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で実施しています。

昭和56年3月に竣工した第四工場は築後40年が経過し、現在に至るまで施設の計画的な整備や適正な維持管理等に努めてきました。しかし、経年的な老朽化に伴い、建て替えが必要となったため、現在、第三工場（廃止）跡地に新清掃工場（第六工場）の建設を予定しています。



[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

図 16 東大阪都市清掃施設組合の位置と場内図

表 9 処理施設の設備状況（1）

	第五工場	第四工場
処理能力	200トン/日×2基	300トン/日×2基
竣工	平成29年3月	昭和56年3月
形式	全連続ストーカ式	全連続ストーカ式
設計発熱量	8.0~13.4MJ/kg	4.2~10.5MJ/kg
炉内温度	850℃以上	800~900℃
排ガス対策	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、触媒脱硝方式	ろ過式集じん器
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理
排水処理	無機排水 凝集沈殿+ろ過→再利用、下水放流	無機排水 凝集沈殿+ろ過→活性炭吸着→下水放流
余熱利用	○発電 15,600kW	○場内暖房・給湯 ○蒸気タービン発電（3,500kW）

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 10 処理施設の設備状況 (2)

粗大ごみ処理施設	
処理能力	50トン/5h
竣工	平成29年3月
形式	破碎選別方式
設備	[破碎設備] 切断機、低速回転破碎機、高速回転式破碎機 [選別設備] 磁選機、アルミ選別機、粒度選別機

ペットボトル減容施設	
設備	集積場、ホッパー、破除袋機、手選別コンベヤー、減容機、ボール置場
減容機	能力4.9トン/5h×1基
竣工	平成23年3月

その他プラスチック受け入れ設備	
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.5 m <sup>2</sup>
竣工	平成22年3月

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 11 焼却処理量・破碎処理量・残灰発生量 (令和元年度)

		焼却処理量	残灰発生量	残灰発生率
焼却施設	第四工場	75,402トン	12,119トン	16.1%
	第五工場	126,365トン	20,454トン	16.2%
計		201,767トン (167,943トン)	32,573トン (27,116トン)	16.1%

※ 四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合があります。

残灰発生量は焼却灰中の金属を含まない、大阪湾広域臨海環境整備センター排出量です。

第四工場、第五工場の量は按分値です。なお、大東市処理分を含みます。( )内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

表 12 破碎処理量・破碎残渣・破碎後金属 (令和元年度)

		破碎処理量	破碎残渣	破碎後金属
破碎施設 (畳を含む)		6,026トン (4,997トン)	4,827トン (4,003トン)	1,199トン (994トン)

※ 四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合があります。

なお、大東市処理分を含みます。( )内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

表 13 新清掃工場(第六工場)建て替えに向けた取り組み

年度	取り組み
平成30年	○環境にやさしいごみ処理施設を考える委員会
	○事業方式検討委員会
	○処理方式検討委員会
平成31年/ 令和元年	○基本設計 ○生活環境影響調査計画書作成検討委員会

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

## 6 最終処分の現状

大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県のうち168市町村（R2年10月現在）が廃棄物の受け入れ対象となっています。平成2年に尼崎沖処分場が受け入れを開始し、泉大津沖、神戸沖、大阪沖が順次受け入れを開始しました。



本市の残灰及び不燃残さは、堺基地で運搬船に積み替えられ、大阪沖埋め立て処分場で埋め立て処理されています。

令和14年度までは、現在設置されている埋め立て処分場での最終処分の受け入れが決定しています。それ以降については、現在、工事の準備が進められていますが、廃棄物の受け入れに限りがある埋め立て処分場をできる限り長く利用できるよう、最終処分量の減量が必要です。

▲大阪沖埋め立て処分場

表 14 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

施設概要	大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画により、9箇所の搬入基地から大阪湾内4箇所に設置された海面埋め立てによる埋め立て処分場へ輸送船により廃棄物を運搬しています
埋め立て処分場	尼崎沖（113ha/1,600万m <sup>3</sup> ）・泉大津沖（203ha/3,100万m <sup>3</sup> ） 神戸沖（88ha/1,500万m <sup>3</sup> ）・大阪沖（95ha/1,500万m <sup>3</sup> ）の4箇所
搬入基地	尼崎基地・播磨基地・神戸基地・姫路基地・大阪基地・堺基地 泉大津基地・和歌山基地・津名基地の9箇所
受け入れ対象区域	近畿2府4県168市町村

[出典 大阪湾広域臨海環境整備センター 資料]

表 15 最終処分量（平成27年度～令和元年度）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量 (トン)	33,559 (179)	30,290 (128)	27,421 (113)	28,719 (119)	27,233 (117)

※最終処分量は、残灰及び不燃残さの合計です。  
（ ）内は不燃残さ（資源物選別後に発生した残さ）の量です。

[東大阪市 資料]

## 7 事業費

本市のごみ処理関係経費は令和元年度で約 55 億円（一部事務組合分担金を含む）です。  
 なお、ごみ1トンあたりのごみ処理費用は 44,235 円、市民1人あたりのごみ処理経費は約 10,960 円となっています。

表 16 ごみ処理関係経費の推移（平成26年度～令和元年度）

年度	ごみ処理 経費総額 (千円)	(円)		
		1トン あたり	市民1人 あたり	
平成26年度	収集	3,277,626	31,386	6,561
	処分	2,866,770	15,118	5,738
	計	<b>6,144,396</b>	<b>46,504</b>	<b>12,299</b>
平成27年度	収集	3,211,966	30,945	6,462
	処分	3,105,714	16,571	6,248
	計	<b>6,317,680</b>	<b>47,516</b>	<b>12,710</b>
平成28年度	収集	3,249,902	31,898	6,569
	処分	3,363,127	18,638	6,798
	計	<b>6,613,029</b>	<b>50,536</b>	<b>13,367</b>
平成29年度	収集	3,205,347	31,310	6,510
	処分	1,856,580	10,435	3,771
	計	<b>5,061,927</b>	<b>41,745</b>	<b>10,281</b>
平成30年度	収集	3,249,161	30,879	6,626
	処分	2,123,901	11,674	4,331
	計	<b>5,373,062</b>	<b>42,553</b>	<b>10,957</b>
令和元年度	収集	3,166,224	31,746	6,476
	処分	2,192,178	12,490	4,484
	計	<b>5,358,402</b>	<b>44,236</b>	<b>10,960</b>

[東大阪市 資料]

収集：塵芥処理費＋清掃総務費－負担金（概算）で算出

処分：市負担分＋許可業者負担分

市負担分は精算後の負担金

許可業者負担分は東大阪都市清掃施設組合の決算書から抽出

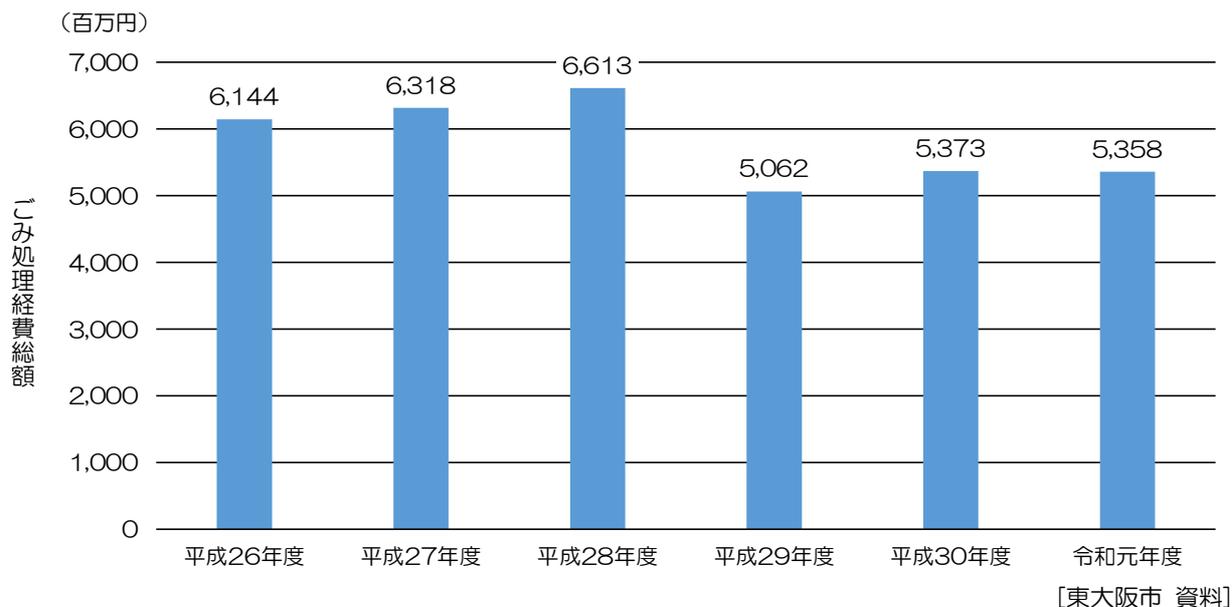


図 17 ごみ処理経費の推移（総額）（平成26年度～令和元年度）

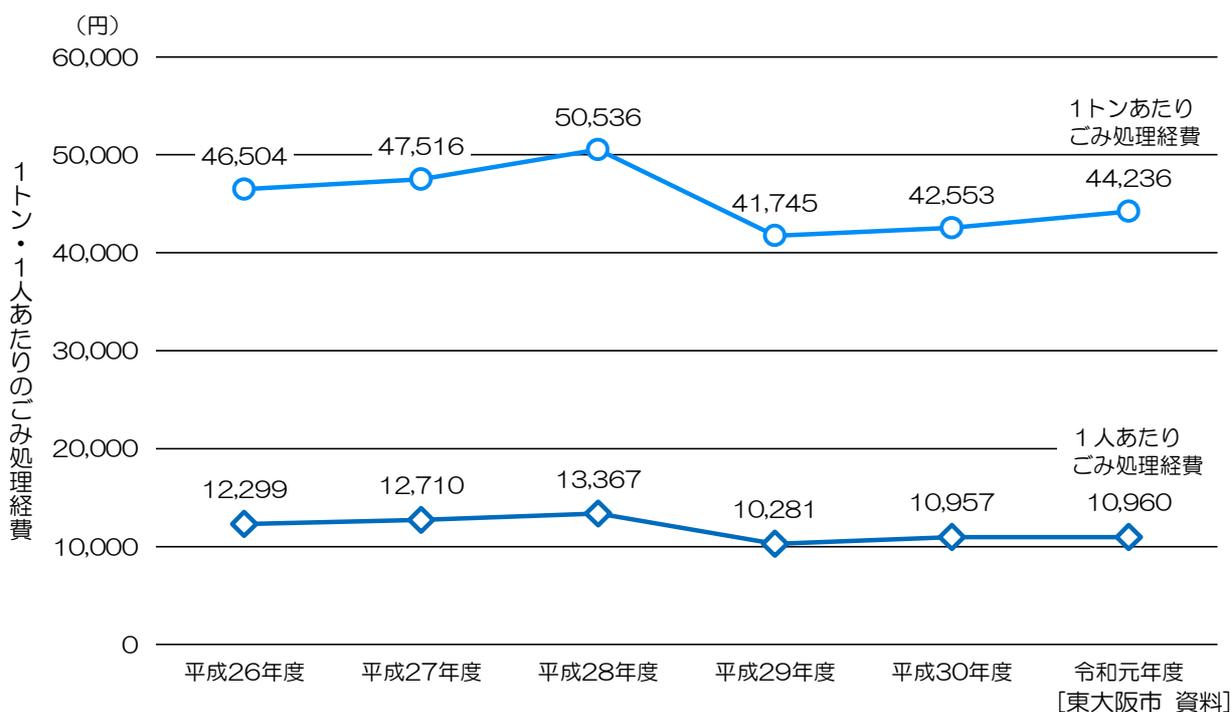


図 18 ごみ処理経費の推移（1トンあたり・市民1人あたり）（平成26年度～令和元年度）



## 第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括

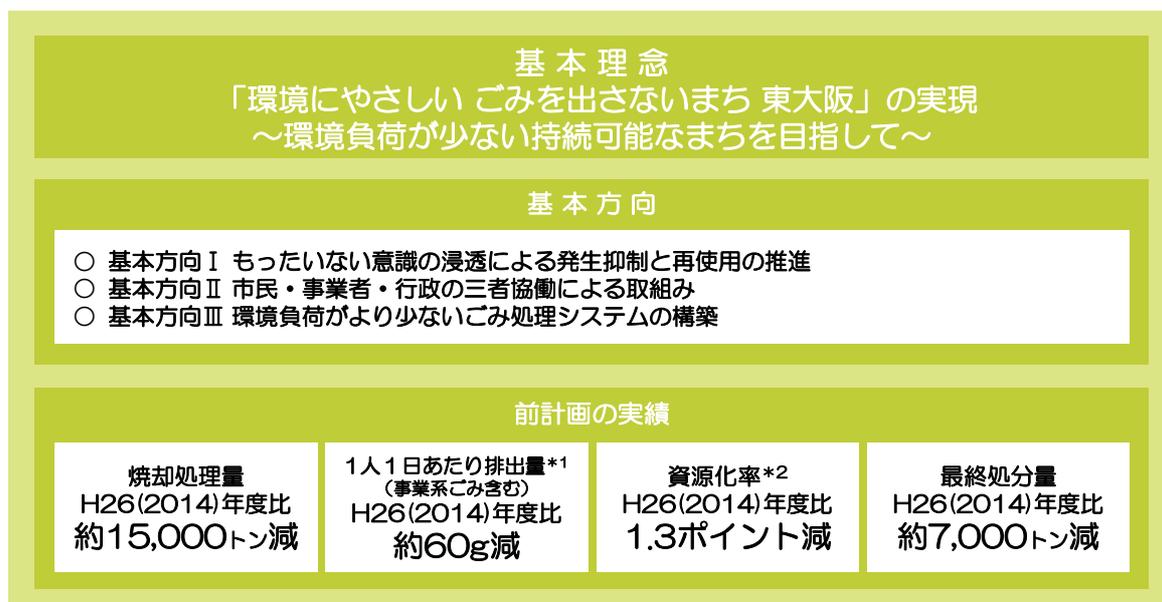
### 1 前計画の概要

前計画では、「『環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪』の実現～環境負荷が少ない持続可能なまちを目指して～」を基本理念に、3つの基本方向として「もったいない意識の浸透による発生抑制と再使用の推進」「市民・事業者・行政の三者協働による取り組み」「環境負荷がより少ないごみ処理システムの構築」を掲げました。

また、取り組みを評価するため、主な数値目標を「焼却処理量」「1人1日あたりの排出量」「資源化率」「最終処分量」の4つとし、上述の3つの基本方向のもと、基本施策を設定し、取り組みを進めてきました。

とりわけ、比較的大きな減量効果が見込め、すぐに実施することが望まれる取り組みを重点プロジェクトとして定め、中でも「ごみの有料化の導入」については、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を開始しました。

本計画では、前計画を総括し、人口とごみ排出量の将来推計を行った上で、ごみ処理の基本目標や数値目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを市民・事業者・各種団体のみならずともに積極的に推進してまいります。



\*1 1人1日あたり排出量は、ごみの総排出量を総人口と年間日数で割り、算出する。(総排出量は「計画収集量+直接搬入量+集団回収量」、計画収集量は「実際にごみの収集を行っている区域の収集量」を指す。)

\*2 ごみの総発生量に占める総資源化量の割合。(総発生量は「総排出量+市で把握している総排出量以外の資源化量」を指す。)

図 19 前計画の概要、成果

## 2 前計画の目標達成状況

市民・事業者・各種団体のみなさまが高い環境意識を持ち、ごみの減量に取り組んだ結果、家庭系、事業系ともにごみ量は減少したものの、前項の全ての指標において目標を達成できませんでした。

焼却処理量および1人1日あたりの排出量については、平成29年度まで目標値を達成していましたが、平成30年度は平成30年8月に開始した大型ごみ収集有料化の駆け込み排出や、台風21号等の影響で家庭系ごみが増加したことから未達成となりました。令和元年度は大型ごみの排出量が大幅に減少するなど、改善が見られましたが、目標達成には至りませんでした。

資源化率については、上述の要因に加えて集団回収量※の落ち込みが大きく、平成28年度以降は未達成となっています。

最終処分量については、平成29年度より目標値に対して大幅に未達成となっていますが、これは平成29年3月より稼働した新焼却工場での残灰発生率が計画策定時の予測値を大きく上回ったことが要因です。

※集団回収とは、自治会や子ども会、マンション管理組合等が自主的に再生資源（古紙類等）を回収し、リサイクルする活動です。

表 17 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）の数値目標達成状況

項目	単位	実績/ 計画値	基準 年度	H27	H28	H29	H30	R1	中間 目標
			H26						R2
焼却処理量	万トン/年	実績	18.3	18.0	17.3	17.0	17.4	16.8	—
		目標値	—	18.2	17.8	17.4	16.8	16.5	16.0
1人・1日 あたり 排出量	g/人・日	実績	1,040	1,030	999	990	1,016	981	—
		目標値	—	1,040	1,025	1,013	990	977	965
最終処分量	万トン/年	実績	3.4	3.4	3.0	2.7	2.9	2.7	—
		目標値	—	3.4	3.3	2.3	2.3	2.2	2.2
資源化率	%	実績	14.6	15.2	14.3	14.5	14.0	13.3	—
		目標値	—	14.6	15.7	16.8	18.0	19.1	20.3

第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括



[東大阪市 資料]

図 20 第6期一般廃棄物処理基本計画の数値目標達成状況

### 3 前計画の施策の実施状況

#### 基本方向Ⅰ もったいない意識の浸透による発生抑制と再使用の推進

##### 施策1. 環境にやさしい生活の定着

###### 【環境教育・環境学習の充実】

前計画では「環境教育の普及啓発」を重点プロジェクトに掲げ、これまでの学校教育における「環境教育」に加え、自治会や市民団体等でも学習ができるよう、環境教育出前講座を実施し、啓発に努めてきました。平成29年度より「雑がみ」、平成30年度より「食品ロス」をテーマにした2講座を追加し、内容の充実を図りました。

- ・環境教育出前講座実施回数 : 373回 (平成28年度～令和元年度実績)
- ・環境教育出前講座延べ参加人数 : 102,592人 (平成28年度～令和元年度実績)

###### 【ごみに関する情報提供の充実】

新たな広報媒体として平成30年11月よりごみ分別アプリ「さんあ〜る」の提供を開始し、ごみや資源物の分別に関する情報提供に努めました。

- ・アプリダウンロード数 : 18,442件 (令和2年9月30日時点)

###### その他の取り組み実績

- ごみの分別パンフレット「ごみの分け方・出し方」の多言語対応
- ECOファミリーフェスタの開催 (平成28年度、平成29年度)

##### 施策2. 環境にやさしい経営の定着

東大阪市内で※エコアクション21の認証・登録をめざす事業者を募り、エコアクション21地域事務局大阪と協同で、より多くの事業者が効率よくエコアクション21に取り組めるよう、「東大阪市イニシアティブ・プログラム」を実施しました。

###### ※エコアクション21とは…

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。

- ・東大阪市イニシアティブ・プログラムを利用したエコアクション21認証取得企業6社 (平成28年度～令和元年度実績)

###### その他の取り組み実績

- 東大阪市(行政)のグリーン購入の推進、取り組み実績の公表

##### 施策3. ごみ処理費用の適正負担

前計画では、「ごみ有料化の導入」を重点プロジェクトに掲げ、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を実施しました。

有料化を実施するにあたり、自治会長や自治会女性部長を対象とした説明会、市民向けの説明会を計54回開催し、市民への丁寧な説明に努めました。

有料化に伴う収入の一部については、市民のごみ排出環境の整備に充てております。

- ・大型ごみ排出量 : 4,701トン (平成28年度実績) → 1,830トン (令和元年度実績)

【参考】2,795トン (令和元年度目標値)

###### その他の取り組み実績

- 収集・運搬許可業者(清掃事業協同組合)と東大阪都市清掃施設組合との協議に参加

基本方向Ⅱ 市民・事業者・行政の三者協働による取り組み

施策1. 多様な回収システムの拡充

前計画では「多様なごみ減量手段の提供」を重点プロジェクトに掲げ、回収システムの充実を図りました。

「使用済み小型家電」の回収については、平成27年度まで継続した実証事業での成果を踏まえ、平成28年度から事業を本格化させ、現在は小売店舗及び市関連施設などに回収ボックスを設置しています。

また、平成28年9月に環境省が認定する事業者と協定を締結し、同年10月より宅配便を利用した「家庭用パソコン」及び「小型家電」の回収を開始しました。

さらに、令和2年2月から公共施設で「小型充電式電池」の拠点回収を開始しました。

拠点回収実績（平成28年度～令和元年度実績）

古紙類（学校園含む）	425,940 kg	廃蛍光管	56,298 kg
小型家電	41,087 kg	廃乾電池	68,601 kg
家庭用PC・小型家電宅配便回収	26,003 kg		

回収拠点（令和2年10月時点）

ペットボトル	35箇所	廃蛍光管・廃乾電池	88箇所
古紙類	13箇所	小型充電式電池	49箇所
小型家電	25箇所		

施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組み

地域住民団体から選任された「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」を対象とした環境関連施設の視察研修、ごみ減量研修会を毎年開催し、ごみ減量意識の向上を図りました。

また、苦情等への対応、分別収集の啓発など地域のごみ問題について、北部環境事業所地域班が窓口となり、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図りました。

- ・北部環境事業所地域班の※活動実績：2,310回（平成28年度～令和元年度実績）  
（※説明会・啓発・清掃活動支援・苦情処理・不法投棄処理等）

その他の取り組み実績

- 東大阪市地域ごみ減量推進員 453人（令和元年8月22日委嘱）
- 地域ごみ減量協力員 3,873人（令和元年10月31日現在）
- 環境教育出前講座の実施【再掲】
- 再生資源集団回収推進協議会の開催

施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

特定事業者に対して一般廃棄物減量計画書の届出および廃棄物管理責任者の選任を義務付けるとともに「事業系一般廃棄物に関するしおり」を送付し、適正処理の推進を図りました。

その他の取り組み実績

- 古紙類の直接搬入が可能な業者一覧の提供
- 一般廃棄物減量計画書、廃棄物管理責任者選任届の徴取
- 市関連施設および市内大学の食堂運営事業者へ食品ロスの周知およびアンケートの実施
- 東大阪市 CSR 経営表彰（環境部門）の実施

施策4. 公共施設における率先行動の充実

公共施設においては、学校園において、既に実施していた古紙類に加えて、平成28年度より剪定枝のリサイクルを開始しました。

また、本市職員へマイバッグ・マイボトル活用の周知を行うなど、公共施設から発生するごみの減量に取り組むとともに職員の意識向上に努めました。

- ・剪定枝回収実績：225,650kg（平成28年度～令和元年度実績）

その他の取り組み実績

- 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を市長・議長の連名で実施し、使い捨てプラスチック削減の協力を依頼
- 庁内における古紙類リサイクルの実施
- 東大阪市(行政)のグリーン購入の推進、取り組み実績の公表（再掲）

基本方向Ⅲ 環境負荷がより少ないごみ処理システムの構築

施策1. 新たな収集・運搬体制の構築

各環境事業所で実施していた家庭ごみ収集の民間委託を進め、平成30年3月をもって、大型マンションを除く市内全域の家庭ごみの収集を委託が完了しました。

また、平成30年3月に介護事業者向けの説明会にて、ふれあい収集の周知を行いました。さらには、令和元年10月に収集作業員を対象に収集作業にかかる研修会を実施しました。

その他の取り組み実績

- ディーゼル車排ガス規制に対応した車両の導入

施策2. (仮称)環境センターの整備

(仮称)環境センターの整備に向け、平成28年3月に策定された基本計画について、施設規模の縮小や、再生資源の持込拠点として市民が利用できるよう、一部見直しを行いました。

施策3. 中間処理施設の整備・監視体制の強化

平成29年3月に「第五工場(ごみ焼却施設)」及び「粗大ごみ処理施設」が竣工しました。本施設は、ごみ焼却時の余熱を利用した発電設備を設置したほか、エコマイザ、触媒脱硝設備などの設置により、環境負荷の低減に努めています。

また、施設には防災用品や非常用浄水装置を備え、洪水・地震などの大規模災害発生時に、周辺住民の一時避難場所として機能できる施設となりました。

その他の取り組み実績

- 第六工場整備に向けた検討の実施

<p>施策4. 最終処分場の安定的な確保</p>				
	<p>本市が会員である公益社団法人全国都市清掃会議より関係省庁等へ広域的な最終処分場の確保について、要望書を提出しました。</p>			
<p>施策5. 適正処理困難物の対応強化</p>				
	<p>土・砂・瓦礫・鉄材などの適正処理困難物について、販売店引き取りの利用や処理手数料の必要性などを伝えるなど、周知を図りました。</p> <p>また、本市が会員である公益社団法人全国都市清掃会議より関係省庁へ要望書を提出しました。</p>			
<p>施策6. 在宅医療廃棄物などの対応強化</p>				
	<p>在宅医療廃棄物の収集については、毎年発行している「ごみの分け方・出し方」に掲載し、周知に努めました。</p> <p>また、医療機関などから排出される特別管理一般廃棄物については、特定事業者に該当する病院へ「廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル」を送付するとともに、保健所が医療法に基づき実施している立入検査に同行し、医療廃棄物の適正処理について指導を行いました。</p>			
<p>施策7. きれいなまちづくりの推進</p>				
	<p>平成29年度より、ごみのないきれいなまちを目指して、市民・事業者・行政の協働による「市内いっせいきーんアップ大作戦!!」(市内一斉清掃)を実施しています。また、不法投棄禁止の看板や監視カメラの設置などにより不法投棄の減少に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄処理件数：5,415件(平成28年度～令和元年度実績)</li> <li>・クリーンアップ大作戦参加者数：9,500人(平成28年度～令和元年度実績)</li> </ul>			
	<table border="1"> <tr> <td>その他の取り組み実績</td> </tr> <tr> <td>○不法投棄パトロール、夜間パトロール、警告看板の提供</td> </tr> <tr> <td>○地域清掃ごみの迅速収集等の支援を実施</td> </tr> </table>	その他の取り組み実績	○不法投棄パトロール、夜間パトロール、警告看板の提供	○地域清掃ごみの迅速収集等の支援を実施
その他の取り組み実績				
○不法投棄パトロール、夜間パトロール、警告看板の提供				
○地域清掃ごみの迅速収集等の支援を実施				
<p>施策8. 災害廃棄物対策の強化</p>				
	<p>令和元年度に環境省の災害廃棄物処理計画策定モデル事業に採択され、当該事業の報告書において、本市の廃棄物処理発生量等のデータが割り出されました。</p> <p>本データを基に、令和2年度に東大阪市災害廃棄物処理基本計画を策定しました。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>その他の取り組み実績</td> </tr> <tr> <td>○東大阪環境事業協同組合と災害時におけるし尿収集・運搬に関する協定を締結</td> </tr> </table>	その他の取り組み実績	○東大阪環境事業協同組合と災害時におけるし尿収集・運搬に関する協定を締結	
その他の取り組み実績				
○東大阪環境事業協同組合と災害時におけるし尿収集・運搬に関する協定を締結				

## 4 大阪府内の他都市との比較

本市と、大阪府内の人口10万人以上の22市のごみ量や資源化量等の比較を行いました(本市ごみ量は本市データ、他市は平成30年度(2018年度)の環境省一般廃棄物処理事業実態調査から引用)。

本市の総ごみ量(家庭系+事業系、集団回収は除く)の1人1日あたりの量は1,016gとなり、府内の人口10万人以上の22市中21位であり、府内で2番目にごみ量が多い状況です。府内上位は枚方市(府内1位、724g)、松原市(府内2位、734g)となり、本市は枚方市の1.40倍、松原市の1.38倍多くなっています。

家庭系ごみの1人1日あたりの量は583gで府内17位です。府内上位は大阪市(府内1位、425g)、守口市(府内2位、447g)となり、本市は大阪市の1.37倍、守口市の1.30倍多くなっています。

事業系ごみの1事業所1日あたりの量は8,669gで府内11位です。府内上位は富田林市(府内1位、3,745g)、松原市(府内2位、4,807g)です。

表18 大阪府内人口10万人以上の22市とのごみ量の比較(その1)

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	総ごみ量 (家庭系+事業系)		家庭系ごみ量 (直接搬入含む・集団回収除く)			事業系ごみ量(直接搬入含む)				
		1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	事業所数 (事業所)	1事業所1日 あたり (g/事業所/日)	順位 (少ない順)			
大阪市	2,711,900	993,335	1,004	20	420,381	425	1	572,954	179,252	8,757	12
堺市	838,095	271,973	889	16	175,993	575	16	95,980	28,733	9,152	16
東大阪市	490,364	181,929	1,016	21	103,956	583	17	77,974	24,644	8,669	11
豊中市	406,076	117,775	795	8	74,833	505	7	42,942	13,044	9,019	15
枚方市	403,063	106,524	724	1	74,112	504	5	32,412	10,074	8,815	14
吹田市	371,753	108,508	800	9	72,149	532	11	36,359	11,526	8,643	10
高槻市	352,849	108,415	842	12	72,517	563	14	35,898	9,320	10,553	18
茨木市	282,194	94,369	916	17	48,337	469	4	46,032	9,279	13,591	21
八尾市	267,103	71,699	735	3	50,198	515	9	21,501	11,940	4,934	3
寝屋川市	233,897	67,814	794	7	50,071	587	18	17,743	7,096	6,850	7
岸和田市	195,639	69,517	974	19	36,052	505	7	33,465	7,230	12,681	20
和泉市	185,983	53,065	782	6	34,216	504	6	18,849	5,887	8,772	13
守口市	143,621	39,738	758	4	23,437	447	2	16,301	6,127	7,289	9
箕面市	138,093	43,080	855	13	26,505	526	10	16,575	4,215	10,774	19
門真市	122,787	43,437	969	18	24,088	538	12	19,349	5,462	9,705	17
大東市	120,920	35,574	806	10	26,717	605	20	8,857	4,606	5,268	4
松原市	120,410	32,261	734	2	24,177	550	13	8,084	4,607	4,807	2
羽曳野市	111,631	35,530	872	14	27,836	683	21	7,694	3,638	5,794	5
富田林市	111,628	35,686	876	15	31,170	765	22	4,516	3,304	3,745	1
河内長野市	106,143	29,887	771	5	23,385	604	19	6,502	2,701	6,595	6
池田市	103,607	30,892	817	11	21,518	569	15	9,374	3,647	7,042	8
泉佐野市	100,694	49,722	1,353	22	16,804	457	3	32,918	4,694	19,213	22

[東大阪市 資料, 平成30年度(2018年度)環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

プラスチック製容器包装の資源化量について、本市と同様に分別回収を行う市が22市中18市となっており、本市の容器包装プラスチックの1人1日あたり資源化量は13gで、資源化量が多い順では府内18市中15位となります。資源化量が多い寝屋川市(府内1位、44g)や、守口市(府内2位、31g)と比較して、半分以上となっています。

紙類資源化量については、1人1日あたり56gで22市中17位です。資源化量が多い河内長野市(府内1位、104g)、枚方市(府内2位、91g)と比較して、約半分程度となっています。

集団回収量については、1人1日あたり60gで22市中13位です。資源化量が多い枚方市(府内1位、99g)、河内長野市(府内2位、92g)と比べて、約3分の2です。

表 19 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較 (その2)

市区町村名	総人口 (人)	プラスチック製容器包装資源化量 (ペットボトル除く、白色トレイ含む)		紙類資源化量 (集団回収含む)		集団回収量				
		1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	順位 (多い順)		
大阪市	2,711,900	16,909	17	11	40,337	41	20	41,636	42	18
堺市	838,095	4,085	13	14	20,829	68	14	21,486	70	10
東大阪市	490,364	2,308	13	15	9,908	56	17	10,777	60	13
豊中市	406,076	2,881	19	7	10,799	73	10	5,513	37	19
枚方市	403,063	4,313	29	3	13,311	91	2	14,545	99	1
吹田市	371,753	0	0	18	9,462	70	12	8,111	60	14
高槻市	352,849	0	0	18	10,819	84	3	9,835	76	6
茨木市	282,194	0	0	18	8,584	83	4	8,420	82	4
八尾市	267,103	1,777	18	8	7,296	75	9	7,900	81	5
寝屋川市	233,897	3,739	44	1	7,032	82	5	5,861	69	11
岸和田市	195,639	1,894	27	4	4,918	69	13	5,192	73	7
和泉市	185,983	212	3	17	5,392	79	6	4,876	72	8
守口市	143,621	1,600	31	2	3,157	60	16	3,300	63	12
箕面市	138,093	0	0	18	3,618	72	11	3,607	72	9
門真市	122,787	790	18	10	2,790	62	15	2,141	48	17
大東市	120,920	1,050	24	5	1	0	22	0	0	22
松原市	120,410	867	20	6	3,374	77	8	2,565	58	15
羽曳野市	111,631	0	0	18	2,149	53	19	2,273	56	16
富田林市	111,628	621	15	13	3,184	78	7	3,439	84	3
河内長野市	106,143	687	18	9	4,008	104	1	3,565	92	2
池田市	103,607	240	6	16	2,093	55	18	1,380	37	20
泉佐野市	100,694	585	16	12	602	16	21	630	17	21

[東大阪市 資料, 平成 30 年度 (2018 年度) 環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

分別収集し資源化されるもの、収集後に中間処理を行い資源化されるもの、また集団回収で集められ資源化されるものをあわせた資源化量は1人1日あたり104gで、資源化量が多い順で17位です。府内上位は、茨木市(府内1位、232g)、河内長野市(府内2位、185g)です。

焼却処理量は1人1日あたり974gで、処理量が少ない順で、データの計上がある21市中20位です。府内上位は、松原市(府内1位、649g)、枚方市(府内2位、652g)です。

最終処分量は1人1日あたり161gで、処理量が少ない順で、データの計上がある21市中20位です。府内上位は、吹田市(府内1位、58g)、茨木市(府内2位、60g)です。

茨木市は、資源化量のうち中間処理後の溶融スラグを3割程度含んでいるため、資源化量が多くなっています。吹田市はごみを焼却した後の焼却灰を溶融処理、溶融スラグ化し再資源化しており、茨木市は焼却炉の一種であるガス化溶融炉によりごみを溶融処理し、吹田市と同様に処理後の溶融スラグを再資源化しています。そのため、本市のように焼却灰を埋め立て処分する市と比べ最終処分量が少なくなっています。

表 20 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較 (その3)

市区町村名	総人口 (人)	資源化量 (分別収集&中間処理後&集団回収量)			焼却処理量			最終処分量		
		(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪市	2,711,900	101,223	102	18	933,748	943	19	143,020	145	18
堺市	838,095	54,350	178	4	252,497	825	13	23,718	78	4
東大阪市	490,364	18,680	104	17	174,030	974	20	28,719	161	20
豊中市	406,076	18,186	123	11	103,572	699	6	13,495	91	6
枚方市	403,063	24,047	164	5	95,867	652	2	10,102	69	3
吹田市	371,753	17,384	128	10	102,294	754	9	7,818	58	1
高槻市	352,849	15,155	118	15	102,331	795	11	12,591	98	10
茨木市	282,194	23,872	232	1	90,221	876	16	6,222	60	2
八尾市	267,103	11,782	121	14	66,329	680	4	10,614	109	11
寝屋川市	233,897	15,559	182	3	56,731	665	3	9,623	113	13
岸和田市	195,639	9,343	131	9	65,438	916	18	8,818	124	15
和泉市	185,983	7,645	113	16	49,467	729	7	6,351	94	8
守口市	143,621	8,252	157	6	-	-	-	-	-	-
箕面市	138,093	6,103	121	13	40,864	811	12	4,581	91	5
門真市	122,787	5,483	122	12	40,093	895	17	6,485	145	19
大東市	120,920	2,065	47	22	33,745	765	10	5,569	126	16
松原市	120,410	5,832	133	8	28,531	649	1	4,291	98	9
羽曳野市	111,631	3,534	87	21	34,531	848	15	5,415	133	17
富田林市	111,628	5,828	143	7	33,845	831	14	4,545	112	12
河内長野市	106,143	7,166	185	2	26,717	690	5	3,613	93	7
池田市	103,607	3,680	97	20	28,315	749	8	4,642	123	14
泉佐野市	100,694	3,715	101	19	46,547	1,267	21	6,323	172	21

[東大阪市 資料, 平成 30 年度 (2018 年度) 環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

22市のごみ有料化の状況は次のとおりです。家庭ごみの有料化は22市のうち7市(約32%)が実施しており、粗大ごみの有料化は22市のうち14市(約64%)が実施している状況です。

表 21 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市のごみ有料化の状況

大阪府内 人口10万 人以上の市	総人口  (人)	可燃ごみの袋							粗大ごみ収集	
		単純指定袋		有料指定袋		自由袋	透明・ 半透明袋	推奨袋	有料制	電話 申込
		市から 無料配布	販売店 購入	単純 従量制	超過量 有料制					
大阪市	2,711,900						○		○	○
堺市	838,095						○		○	○
東大阪市	490,364						○		○	○
豊中市	406,076		○						○	○
枚方市	403,063						○		○	○
吹田市	371,753						○			
高槻市	352,849						○			
茨木市	282,194						○			
八尾市	267,103	○							○	○
寝屋川市	233,897						○		○	○
岸和田市	195,639			○					○	○
和泉市	185,983			○					○	○
守口市	143,621						○		○	○
箕面市	138,093				○				○	
門真市	122,787						○		○	○
大東市	120,920						○			○
松原市	120,410						○			○
羽曳野市	111,631						○			
富田林市	111,628				○					
河内長野市	106,143				○					
池田市	103,607			○					○	
泉佐野市	100,694			○					○	○

[東大阪市 資料, 各市ウェブサイト]

## 5 現状を踏まえた課題の整理

本計画を策定するにあたり、次の6点を課題として整理しました。

- 課題① 家庭から排出されるごみ
- 課題② 事業活動に伴い排出されるごみ
- 課題③ 資源化量の減少
- 課題④ 安全な収集運搬体制の確保
- 課題⑤ 超高齢社会に対応したごみ処理
- 課題⑥ 災害時のごみ処理

### 課題① 家庭から排出されるごみ

前計画の基準年度である平成26年度と、令和元年度の家系ごみの総排出量を比較すると約10.3万トンから約9.9万トンへと約0.4万トン減少しています。

しかし、依然として家庭ごみの中に、缶・びん、プラスチック製容器包装やペットボトル、さらには古紙や衣類も含まれており、分別排出の徹底を進める必要があります。

また、手つかず食品、食べ残しといったいわゆる「食品ロス」については、推計で約1.5万トンが廃棄されており、引き続き市民・事業者・各種団体と連携した取り組みが必要です。

### 課題② 事業者から排出されるごみ

前計画の基準年度である平成26年度と、令和元年度の事業系ごみの総排出量を比較すると約8.7万トンから約7.7万トンへと約1万トン減少しています。

特定事業者から提出される一般廃棄物減量計画書より、令和元年度の特定事業者から排出される一般廃棄物の資源化率は約51.5%となっています。厨芥類を除けば比較的資源化率が高くなっていますが、引き続きリサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正処理を進めるとともに、食品ロス削減に向け食品関連事業者等と連携した取り組みが必要です。

また、事業者の排出実態は一様ではなく、規模や業種別の把握が重要です。

事業者による分別排出では、人的、経済的負担が増加することから、事業者にとってコスト削減に繋がるような情報の提供、メリットの周知方法を検討する必要があります。

### 課題③ 資源化量の減少

本市のごみ量は減少していますが、新聞購読世帯の減少、新聞や雑誌のデジタル化などに伴い、集団回収量も大きく落ち込んでいます。

本市の資源化量の多くは集団回収量が占めており、前計画の基準年度である平成26年度と、令和元年度の資源化率を比較すると約14.6%から約13.3%へと1.3%減少しています。

今後、集団回収の未実施地域の解消はもちろん、分別排出の徹底や拠点回収の充実、新たな回収品目の検討など資源化を推進していく必要があります。

#### 課題④ 安全な収集・運搬体制の確保

新型コロナウイルス感染症対策については、政府において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、廃棄物の処理業者（収集・運搬・処分等）その他の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、十分に感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。本市においても、排出時の注意喚起はもちろん、廃棄物処理作業を行う際に必要な感染防止策を講じる必要があります。

また、全国的にリチウムイオン電池などが原因と考えられる火災が多発しており、本市においても、ごみ収集車や東大阪都市清掃施設組合（ごみ焼却施設）において同様の火災が発生しています。本市では令和2年2月より公共施設にて小型充電式電池の拠点回収を実施しておりますが、安全な収集作業や処理のため、分別排出が徹底されるよう啓発を行います。

今後も、様々な事象に対して、収集・運搬体制の安全確保に努めてまいります。

#### 課題⑤ 超高齢社会に対応したごみ処理

本市の高齢化率は今後さらに上昇していくことが予想されます。このような超高齢社会に対応した廃棄物の処理について、自らごみを排出できない市民に対して、介護事業者等との連携を含め、支援の充実を図る必要があります。

#### 課題⑥ 災害時のごみ処理

近年、大規模な災害が多発しており、災害時の廃棄物処理が自治体における大きな課題となっています。平成30年8月に発生した台風21号は本市にも甚大な被害をもたらしました。環境省は平成26年3月に災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）を示し、他の自治体や民間事業者との連携体制、廃棄物の発生量や処理可能量、仮置き場の確保等を災害廃棄物処理計画として策定するよう自治体に求めています。本市では令和2年度に策定された東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理体制を構築することが必要です。

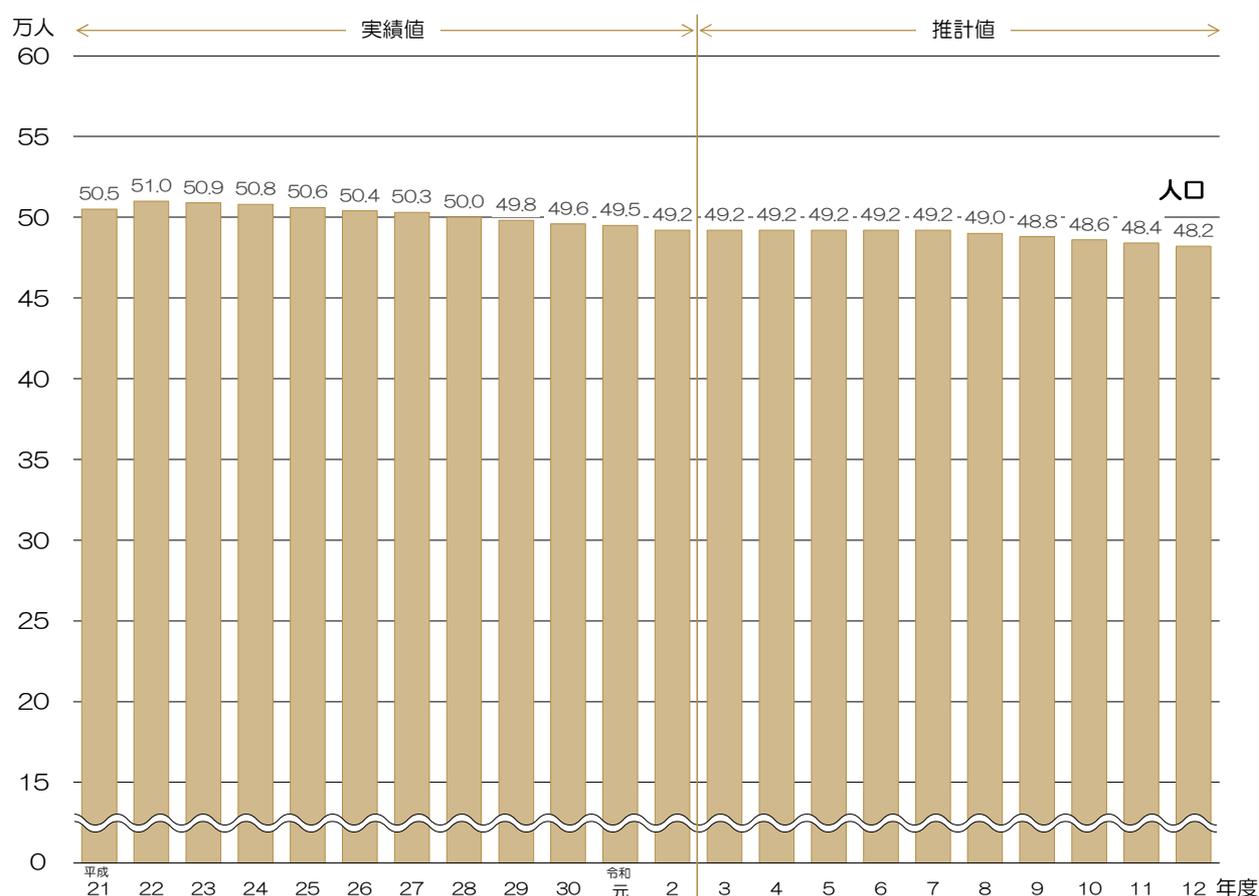


## 第4章 将来予測

### 1 人口の見通し

ごみ量の将来予測に用いる将来人口の見通しは、第3次東大阪市総合計画の目標人口を用いています。

本市の人口は、令和2年10月1日現在で約49万2千人、今後、徐々に人口減が進み、令和12年度には約48万2千人になると推計され、令和元年度と比べ、約1万3千人の減少となります。



※推計値は第3次東大阪市総合計画の目標人口を用い、毎年の値は直線式で補間

図 21 人口の将来推計

## 2 排出量の将来推計

### (1) 将来推計の考え方

家庭系ごみ、事業系ごみの将来推計の考え方は、次のとおりです。将来推計は、本市がこれまでに実施してきたごみ減量等の施策を維持、市民や事業者においてもこれまでと同程度の取り組みが行われ、新たな施策の実施が特にない場合のごみの発生量になります。

家庭系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭系ごみの排出区分毎の令和元年度の1人1日あたりの発生量と第3次東大阪市総合計画の目標人口を基に推計</li> <li>○ 新型コロナウイルスによる生活様式等の変化による影響を勘案し、計画期間中の家庭系ごみの1人1日あたりの発生量が令和元年度に比べ5%増に設定</li> </ul> $(\text{令和元年度1人1日当たりの家庭系ごみ発生量} \times 105\%) \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$
事業系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業系ごみの排出区分毎の令和元年度の1人1日あたりの発生量と第3次東大阪市総合計画の目標人口を基に次の式により推計</li> <li>○ 新型コロナウイルスによる生活様式等の変化による影響を勘案し、計画期間中の事業系ごみの1人1日あたりの発生量が令和元年度に比べ5%減に設定</li> </ul> $(\text{令和元年度1人1日当たりの事業系ごみ発生量} \times 95\%) \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$

### (2) 将来推計値

(1)の将来推計の考え方に沿った将来推計の結果、このまま推移した場合の令和12年度のごみの発生量は、約18.9万トンになります。

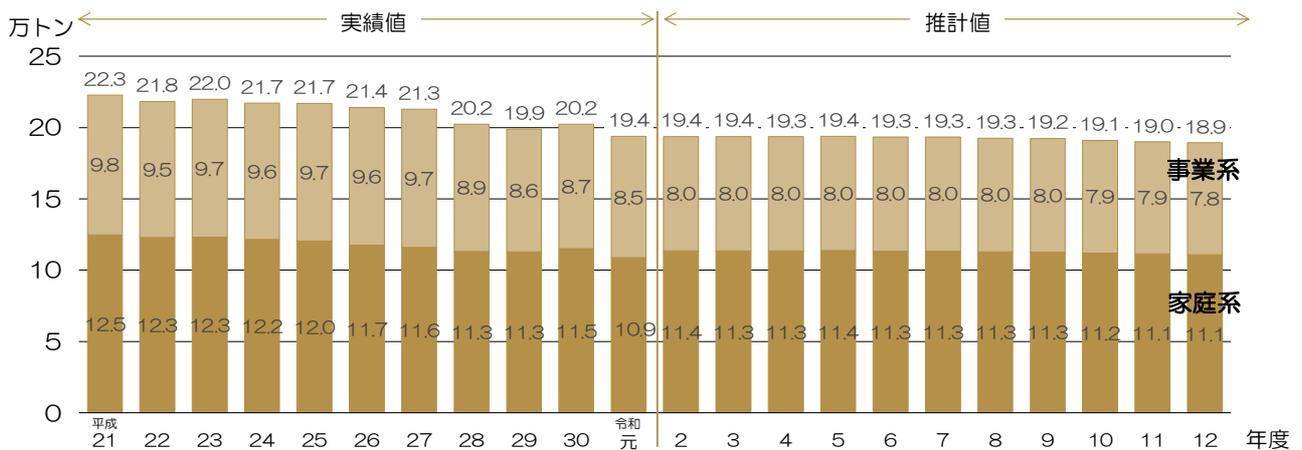


図 22 このまま推移した場合のごみの発生量

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の基本目標

#### (1) 基本理念

東大阪市では、これまで「環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪の実現」を理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量・資源化を進めるとともに、これまで以上にごみの減量、循環型社会形成に向けた※3Rの取り組みを推進していく必要があります。

本計画においては、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの役割を認識し、協力を深め、よりよい地球、よりよい東大阪を後世に残していきたいという想いを込め、「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を理念として掲げ、取り組みを進めます。

#### 基本理念

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

#### ※3Rとは…

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce) 発生抑制 ⇒ 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse) 再使用 ⇒ 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle) 再生利用 ⇒ ごみを資源として再利用する

循環型社会形成推進基本法において、③リサイクルは、その再利用過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあることから、まずは①リデュースと②リユースの2Rを推進することが、ごみ減量の取り組みとして重要であるとしています。

## (2) 計画の基本方向

基本理念の実現には、循環型社会形成推進基本法に明記されているごみ処理の優先順位のとおり、ごみの発生を抑制（リデュース）と製品等の再使用（リユース）を優先し、その後、市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量、資源化を推進していく必要があります。そのために、以下の3つの基本方向を定めます。

### 基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による発生抑制と再使用の推進

市民、事業者が、自発的に「ものを大切に生活」または「環境に配慮した事業活動」を実践するため、市民に対して環境学習の機会を増やすとともに事業者が環境にやさしい事業活動を実施できるよう、施策の充実を図ります。

また、ごみ処理費用の適正負担についても、継続して研究、検討を進めます。

### 基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進

家庭から発生する資源については、市民・事業者・各種団体・行政が各々の役割と責任を認識し、相互に協力しあいつつ、全ての市民がリサイクルへ協力できるような、資源回収システムの形成を目指します。

事業所から発生する資源については、事業者が自ら再生利用を推進することを原則としながら、減量指導の充実、情報提供の拡充に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみ減量・リサイクルを推進します。

### 基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率性、安全性、環境に配慮した収集・運搬によって焼却施設、破碎施設、資源化施設等に搬入し、適正処理や再生利用を進めます。また、施設整備に当たっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備を目指します。

また、多発する災害に備えるため、災害時の廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の充実を図ります。

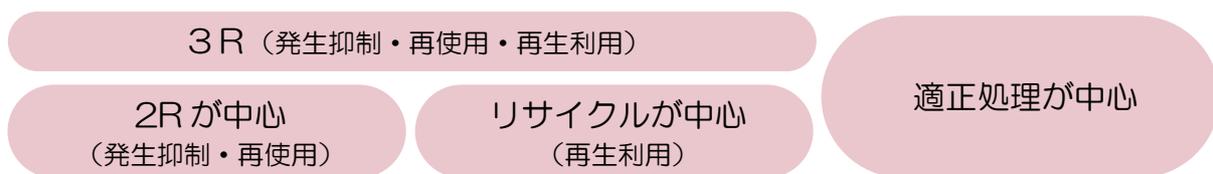
## 基本理念

# 「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

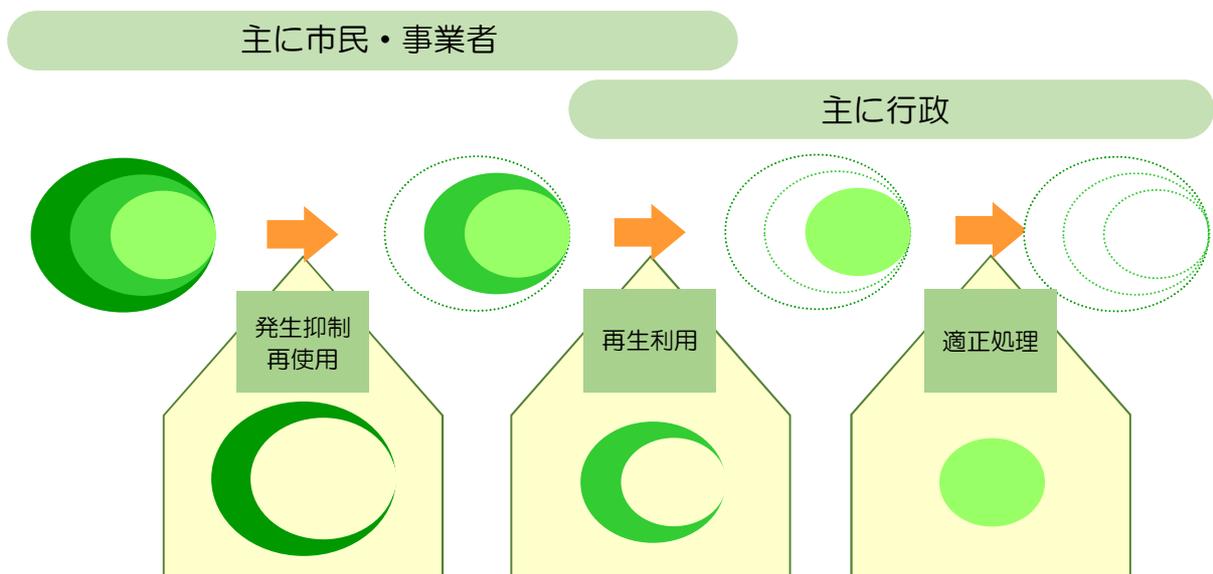
3者のパートナーシップで  
基本理念を実現します

基本方向Ⅰ	基本方向Ⅱ	基本方向Ⅲ
-------	-------	-------

もったいない意識の浸透による 発生抑制と再使用の推進	分別・リサイクルの推進	環境に配慮した適正処理の推進
-------------------------------	-------------	----------------



### 優先順位を加味した施策展開のイメージ



基本施策や重点プロジェクトの展開にあたっては、2 R（発生抑制と再使用）に係る取り組みを最優先とし、次にリサイクル（再生利用）による資源化を目指します。

3 R 施策によりごみの減量と資源化を図りつつ、それでも行政が処理する必要があるもの（家庭ごみ、不燃物、選別後残さなど）については適正処理に努めます。

## 2 ごみ処理の数値目標

循環型社会構築に向けた減量目標

表 22 ごみの発生量・発生抑制量・減量目標

項目		年度	R1 基準年度	R7 中間目標年度	R12 最終目標年度
人口			494,640人	492,027人	481,914人
総発生量 ①	家庭系		108,911 t	113,359 t	110,891 t
	事業系		84,855 t	79,977 t	78,332 t
	合計		193,766 t	193,336 t	189,223 t
発生抑制量 ②	家庭系		0 t	4,038 t	6,624 t
	事業系		0 t	1,961 t	3,397 t
	合計		0 t	5,999 t	10,021 t
発生抑制後の 総発生量 ③=①-②	家庭系		108,911 t	109,321 t	104,267 t
	事業系		84,855 t	78,016 t	74,935 t
	合計		193,766 t	187,337 t	179,202 t
1人1日 あたりの 排出量	総排出量 <small>(集団回収・市民、事業者独自の 資源化含まず)</small>		175,517 t	162,957 t	152,678 t
	総排出量(家庭系)		98,570 t	93,695 t	88,039 t
	1人1日あたり		970 g/人/日	907 g/人/日	868 g/人/日
	家庭系 1人1日あたり		545 g/人/日	522 g/人/日	501 g/人/日
処理量	焼却処理量		167,947 t	153,225 t	140,233 t
	最終処分量		27,233 t	24,886 t	22,802 t
資源化率	資源化量		25,722 t	33,795 t	39,309 t
	資源化率		13.3%	18.1%	21.9%
食品ロス 発生量 (概算)	家庭系		15,700 t	13,984 t	11,323 t
	事業系		14,035 t	11,875 t	10,253 t
	食品ロス発生量		29,735 t	25,859 t	21,576 t

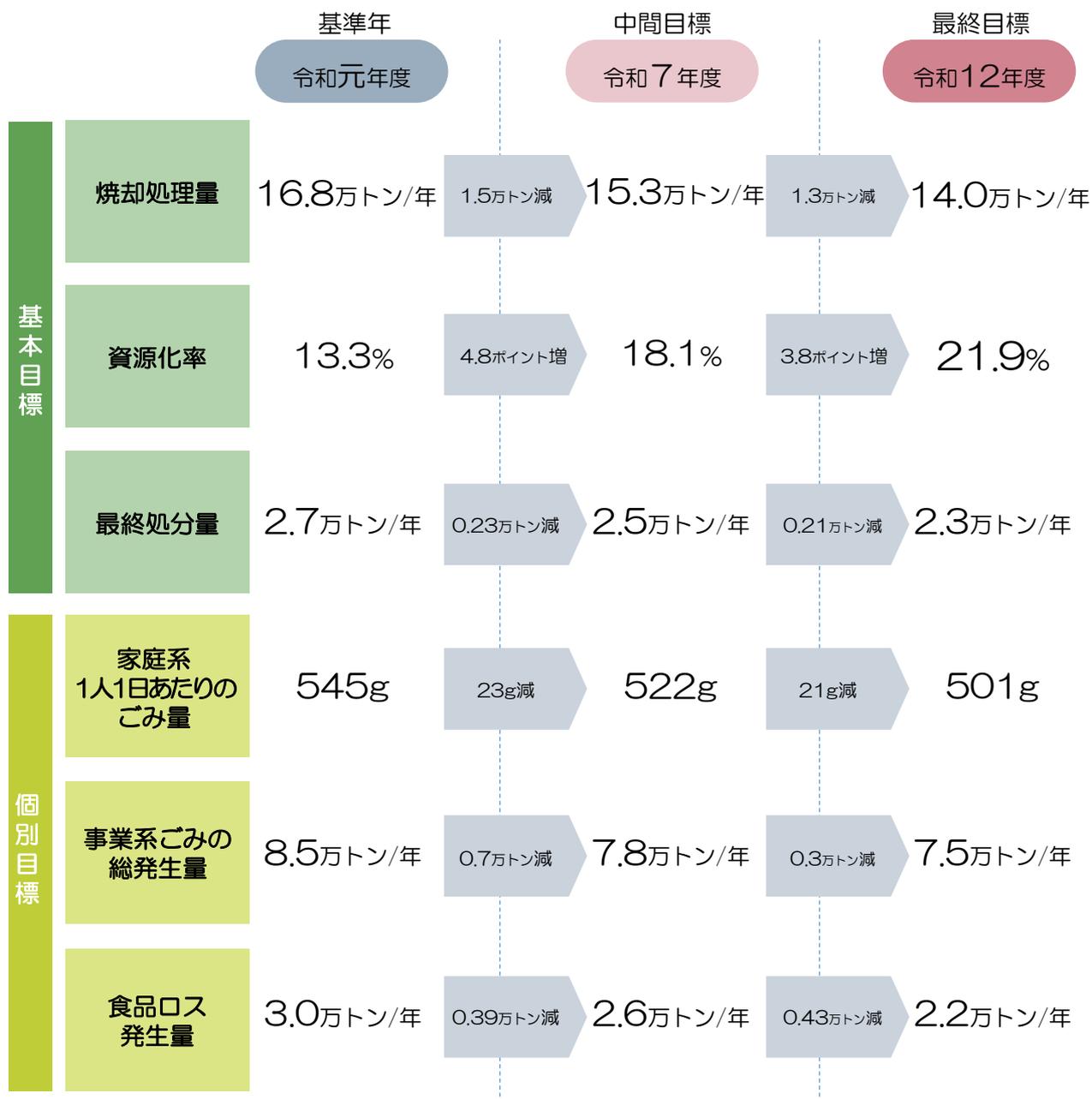


図 23 減量目標値

表 23 家庭系ごみの分別協力率 (基準年度と最終目標)

項目	分別協力率 (%)		
	R1 年度 基準年度	R12 年度 最終目標	
紙類	37	62	
布類	29	29	
缶・びん	76	90	
プラスチック類	ペットボトル	52	80
	その他のプラスチック製 容器包装	21	45
蛍光管・乾電池・小型家電	16	35	

### 3 SDGs との関わり（SDGs:Sustainable Development Goals）

#### 持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための世界共通の17の目標です。

東大阪市一般廃棄物処理基本計画は、SDGsが掲げるゴールと施策の関係を明らかにすることで、市民、事業者のみならずともSDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



図 24 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

- ゴール1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- ゴール2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を推進する
- ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- ゴール4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ゴール5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- ゴール6 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
- ゴール7 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- ゴール8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
- ゴール9 強靱なインフラを整備や包摂的で持続可能な産業化を推進し、技術革新の拡大を図る
- ゴール10 国内および国家間の格差を是正する
- ゴール11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- ゴール12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- ゴール13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- ゴール14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
- ゴール15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- ゴール16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進するとともにすべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
- ゴール17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本計画とかかわりのある主な SDGs ゴールと実現に向けた本市の取り組みは次のとおりです。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

ごみ出しの支援等を行うことで、高齢者や障害がある方が健康的な生活を送れるようサポートします。



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

子どもと大人、すべての人が環境教育や環境学習を通してごみや資源に関して学ぶことで、ごみの発生や資源利用が環境に与える影響を知り、ごみ減量や資源循環に対する意識の向上を図ります。



すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

下水道の整備、合併浄化槽の普及促進、し尿や浄化槽汚泥の処理を通じ、河川の水質改善を図ります。



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

ごみ処理の量を減量することで、収集・運搬や焼却などのごみ処理にかかるエネルギーの使用を削減できることや、東大阪都市清掃施設組合でのごみ発電を効率的に行うことで、エネルギーの有効利用と地産地消を図ります。



すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

事業者へごみの発生抑制や再資源化を促進することで、資源効率を改善し、ごみ減量と経済成長の両立を図り、地域経済の活性化を促進します。



強靱なインフラを整備や包摂的で持続可能な産業化を推進し、技術革新の拡大を図る

環境配慮型製品やサービスの浸透を図ることで、これら製品やサービスの開発促進を図ります。



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

環境に配慮した適正処理を進め、ごみ処理に係る課題に取り組むことで、生活環境の向上を図ります。また、災害時のごみ処理体制の構築を図ります。



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

製品の生産・使用・廃棄や資源化のすべての段階で、市民や事業者が適切に行動し、持続可能な生産・消費が行われる社会づくりをめざします。



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動の緩和のために効率的な収集・運搬を行います。また気候変動に適応した収集・運搬を行います。



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を基に、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進します。



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

古紙のリサイクルや食品ロスの削減、また不法投棄の防止、散乱ごみの防止を通じ、陸の豊かさを守ります。

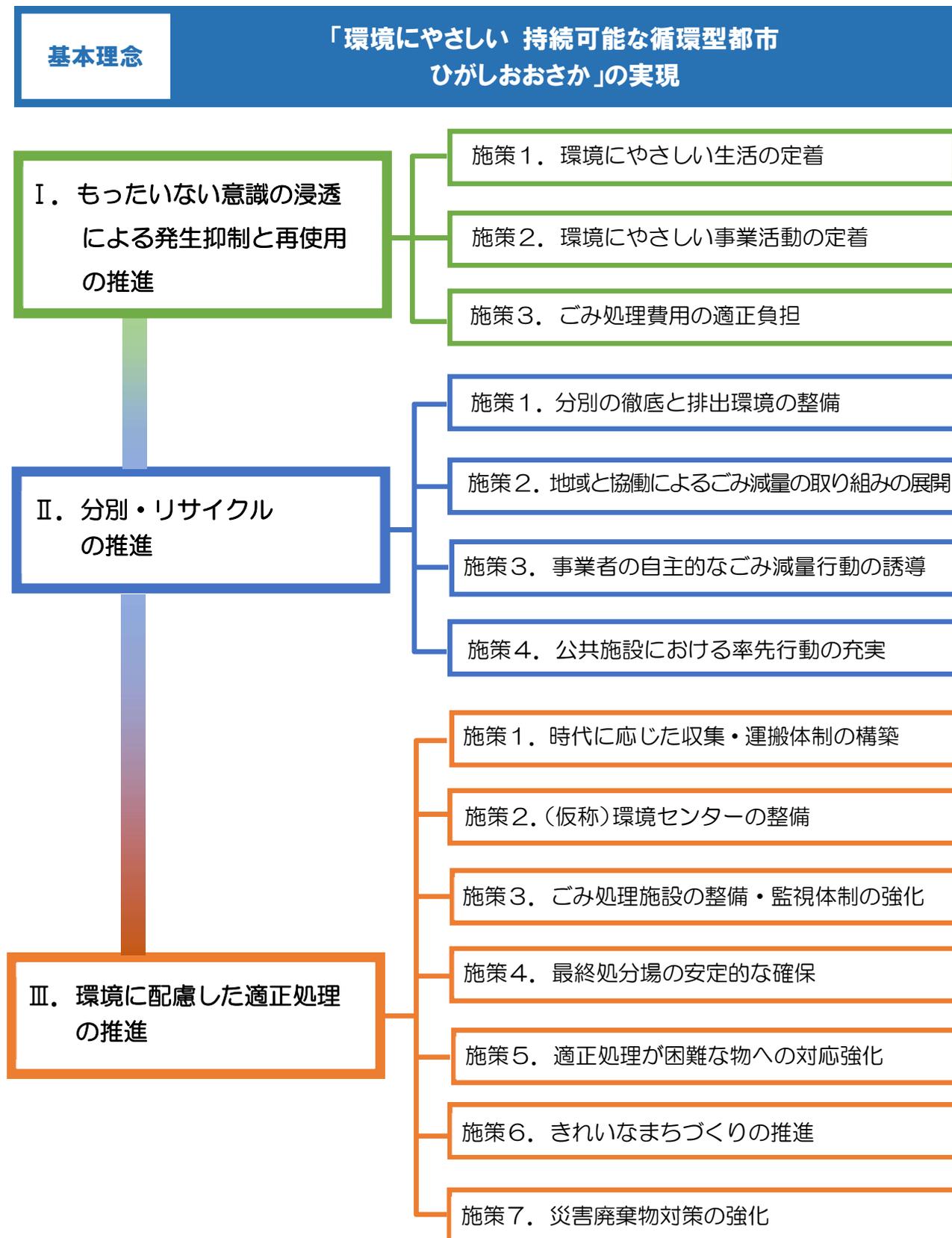


持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

市民・事業者・行政の3者のパートナーシップにより、相互に理解を進めながら施策を推進します。

## 4 基本施策

### (1) 施策の体系



(2) 施策の内容

基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による発生抑制と再使用の推進

施策1. 環境にやさしい生活の定着

「環境にやさしい生活の定着」を図るため、ものを大切にすることや省エネに対する意識向上を図るための施策



① 環境教育・環境学習の充実

ごみ問題についての理解を深め、ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組めるよう、環境教育及び環境学習を充実させ、子どもから高齢者まで、環境への意識向上を図ります。

取り組みの例

- 環境教育出前講座における時代に合ったメニューの追加等、内容の充実
- 市主催に限定しない様々なイベントでの啓発実施
- 環境副読本「わたしたちと環境」などでの啓発実施
- 環境創造基金の活用による学習の振興
- 食育との連携による環境教育の推進



② ごみに関する情報提供手段の充実

多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報提供を行います。

取り組みの例

- 市ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリを活用した情報提供の充実
- 広報媒体の多言語化に対応した情報提供
- 地域で利用していただける啓発物の作成、提供
- 市民向けのごみ減量講演会やリサイクル教室等の開催
- 外国人の方へ多言語ややさしい日本語を用いたごみ減量の啓発



③ 環境にやさしい生活様式の定着

環境にやさしい生活を目指す市民が、環境負荷の少ない商品やサービスを利用できるよう、市民への具体的な情報提供を行います。

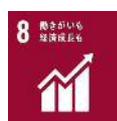
取り組みの例

- レジ袋などプラスチックごみ削減キャンペーンの実施
- エコライフ診断の普及啓発
- リサイクルに関する情報提供
- 子ども服・子ども用品リユース等の回収、展示、提供
- フードシェアリングサービスの利用促進



施策2. 環境にやさしい事業活動の定着

事業者に対し、ごみの発生抑制・エネルギーの有効利用など、環境に配慮した経営の浸透を図るための施策



① 発生抑制を優先した経営の浸透

事業者によるごみの発生抑制策とともに、小売店等の事業者と本市が協働し、市民啓発を実施します。また市民が環境にやさしい生活様式を行うにあたり、その取り組みにつながる販売方法やサービスを提供する事業者を市民に積極的に紹介します。

取り組みの例

- プラスチックごみ削減に取り組む店舗の支援  
(キャンペーン実施や啓発物提供)
- 食品関連事業者との協働による市民啓発の実施
- フードシェアリングサービスの利用促進【再掲】
- ごみ減量につながる取り組みを行う事業者の紹介



② 環境配慮型製品の浸透や環境マネジメントシステムの導入促進

環境配慮型製品の東大阪ブランドへの登録や環境マネジメントシステムの普及啓発等、モノづくりのまちとして事業者の環境にやさしい事業活動が定着するよう啓発を行います。

取り組みの例

- 環境配慮型製品の※東大阪ブランドへの登録を促進
- エコアクション21などの研修会による、環境マネジメントシステムの普及啓発

※東大阪ブランドとは…  
市内の企業が製造した製品を、さまざまな分野の専門家による認定審査を経たのち、「東大阪ブランド」として市長が認定します。



施策3. ごみ処理費用の適正負担

ごみ処理の有料化を推進している国の方針に従い、その導入に向けた施策展開を図る施策



① 家庭系ごみ

本市においては、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を開始しました。有料化に伴うごみ減量効果の検証を行います。また、他の家庭系ごみについても有料化の検討を行います。

取り組みの例

- 大型ごみ収集有料化の効果検証
- その他家庭系ごみについて具体的な料金徴収方法料金や体系などを調査し、経済状況等を鑑みた上で、あり方について検討



② 事業系ごみ

事業系ごみのごみ処理手数料について、社会的な情勢及び処理原価との整合性を考慮した上で、実態に沿ったごみ処理手数料の検討を行います。

取り組みの例

- 処理手数料を処理原価に見合うよう、定期的な見直しの検討
- 有料指定袋制度や資源物の減免制度など事業系ごみ削減に向けた制度を研究し、経済状況等を鑑みたうえで、実施について検討

【処理料金】

事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kgにつき 1,350円
ごみ処理施設に自己で搬入するとき	10kgにつき 90円

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（一部抜粋）

【地方公共団体の役割】

一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

## 基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進

### 施策1. 分別の徹底と排出環境の整備

排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発の実施、および回収拠点の拡充や排出環境を整備するための施策



#### ① 分別の徹底

外国人や転入者、単身者などに様々な手段を用いて分別に関する情報提供を行います。また、分別方法がわかりにくい品目については、わかりやすい周知に努めます。

##### 取り組みの例

- 市ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリを活用し、幅広い年齢層への情報提供
- 多言語に対応したチラシの作成による情報提供
- 大学と連携した学生向けの啓発
- 転入者や単身者などごみ排出に関する情報が届きにくい住民に対する情報提供やマンションの管理人への啓発指導
- プラスチック製容器包装や雑がみなどの品目について市民の負担にならない、わかりやすい分別方法の啓発



#### ② 排出環境の整備

分別された資源物が適正に処理されるよう、排出環境の整備を行います。また、資源化の取り組みの中心となる施策を補完する仕組みづくりを進めます。

##### 取り組みの例

- 拠点回収の空白地域の解消
- 資源化可能な新たな回収品目の検討
- 資源ステーションにおける飛散防止ネット、看板等の設置
- 定期的に移動式資源拠点回収（キャラバン回収）を実施
- 地域清掃等で発生する剪定枝類の回収システムを検討



施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開

地域と環境事業所地域班との連携によるごみ減量施策の展開、および東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携した集団回収活動の促進を図るための施策



① 地域での分別排出の徹底

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」と「環境事業所職員で構成される地域班」との連携により、地域毎の分別排出ルールの啓発や、分別方法が分からない方への啓発や指導等を行います。

取り組みの例

- 地域での説明会などを通じた、分別排出ルールの徹底や地域が主体となった適切なステーション管理
- ルール違反ごみの「取り置き」や「正しい出し方」の啓発指導
- 店頭回収実施店舗、集団回収実施団体古紙回収業者等に関する情報提供の充実
- 地域のイベントでごみの分別排出を要請



② 集団回収事業の支援

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携し、集団回収活動の促進を図ります。また、集団回収未実施地域への回収活動の働きかけを行います。

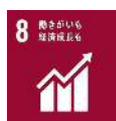
取り組みの例

- 東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携し、協力率向上に関する啓発
- 集団回収実施団体向けの研修会の実施
- 集団回収未実施地域の把握と実施団体への登録を促進
- 公民分館を利用した集団回収など、地域や古紙回収業者との連携による新たな回収事業の検討



施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

総排出量の約43%を占める事業系ごみ（大規模事業所・中小事業所）から排出される、ごみの削減に関する施策



① 事業所での分別排出の徹底

事業所のごみ減量を進めるため、事業系廃棄物の実態を調査、減量、分別排出方法を研究し、事業者に対して、分別排出に関する情報提供を行います。

取り組みの例

- ごみ減量マニュアル等の作成
- 事業者団体や許可業者等と連携し、事業者への分別排出に関する情報提供の充実
- 事業系廃棄物実態調査の実施
- 先進的にごみ減量に取り組む事業者に関する情報提供

② ※特定事業者に対するごみ減量指導の強化

一定規模以上の多量のごみが発生することが多い「特定事業者」については、より積極的なごみ減量や分別の徹底への協力を要請します。

取り組みの例

- 一般廃棄物減量計画書※の活用、取り組みの把握とごみ減量への協力要請
- 条例で定める大規模事業所の対象規模見直しについて検討
- 産業廃棄物や資源化可能物の混入防止策の検討

③ 中小規模事業者における実態把握および分別排出の促進

中小規模事業者の排出実態を把握し、ごみの減量指導を実施することで分別排出を促進します。

取り組みの例

- 経済センサスの活用や事業者団体等と連携し、中小規模事業者のごみ排出実態把握
- 中小規模事業者を対象としたごみ減量指導の実施

④ 自主的なごみ減量行動への支援

廃棄物に対する必要な知識と、事業系一般廃棄物を排出する排出事業者としての責務に関する理解を深めることを目的とした取り組みを実施します。

取り組みの例

- 事業者向けごみ減量勉強会を開催
- 業種別ごみ減量活動の推進（古紙類、食品、剪定枝のリサイクル推進など）
- 「食品リサイクル法」に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや飲食店等での食べ残しを削減する取り組みの推進

※（参考）東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例

（特定事業者の義務）

第11条 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるもの（以下第14条までの規定において「特定事業者」という。）は、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 特定事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 特定事業者は、規則で定めるところにより事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

※（参考）東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則

（特定事業者）

第2条の2 条例第11条第1項に規定する特定事業者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 1,000平方メートル以上の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）を有する店舗をもって小売業を営む者

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校、同法第83条に規定する大学及び同法第108条第2項に規定する短期大学を設置している者

(4) 3,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者又は3,000平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

（廃棄物管理責任者の届出）

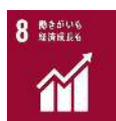
第2条の3 条例第11条第2項に規定する廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任届（様式第2の2）により市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物減量計画書の届出）

第2条の4 条例第11条第3項に規定する事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の届出は、一般廃棄物減量計画書（様式第2の3）によりこれを作成し、市長に届け出なければならない。

施策4. 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進に向けた職員の意識向上や公共施設から発生するごみの減量及び再生利用に関する施策



① 市職員の意識向上

市職員が庁舎内のみならず、日常生活においても、自発的にごみの発生抑制に取り組めるよう、庁内連携や啓発の推進に努めます。

取り組みの例

- 庁舎内の小売店によるレジ袋削減のはたらきかけ
- マイバック、マイカップの利用促進
- 庁舎内でのごみの分別徹底を促進



② 業務で発生するごみの減量、再生利用

市が実施する事業や業務から発生するごみの減量、分別、再資源化を進め、公共施設における率先行動の充実を図ります。

取り組みの例

- 市主催のイベントにおけるごみの発生抑制を図る  
運営および発生したごみの分別の徹底
- 飲料用容器等の貸し出し  
(会議等における使い捨てプラスチック使用の削減)
- 公共施設から発生する古紙類、機密文書のリサイクルを推進
- 公共施設から発生する剪定枝や幹材のチップ化や食品残さの減量を推進



③ 環境配慮型の物品調達

グリーン購入を基本に、環境に配慮した物品などの率先購入を促進します。

取り組みの例

- 各所属でのグリーン購入実績を集計し公開することで、グリーン購入を促進
- グリーン購入ネットワークを活用した情報の庁内での共有
- 使い捨てプラスチック商品利用の抑制

④ 学校との連携

市立の学校と連携し、学校から発生する資源物の資源化を促進します。

取り組みの例

- 学校給食ごみ資源化の検討
- 学校から発生する古紙類や剪定枝等の資源物回収促進

基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

施策1. 時代に応じた収集・運搬体制の確立

効率性や安全性、環境配慮を重視した収集・運搬体制の構築に向けた施策



① 収集・運搬体制の充実

効率性や安全性を重視し、非常事態時などに適応した収集、運搬体制を構築します。

取り組みの例

- 再生利用、適正処理の観点からによる分別区分の適宜見直し
- ごみ収集業務における一層の効果的な業務運営の推進
- あきかん・あきびんなど資源物の持ち去り対策を検討
- 新たな感染症発現時の収集・運搬の継続等、安定的な収集・運搬体制の構築
- 気候変動に適応した安定的な収集・運搬体制の構築
- 国の動向を注視、プラスチック資源の一括回収を検討

② 環境負荷の小さい収集車両の導入

環境負荷の小さい収集車両の導入を進め、環境配慮を重視した収集・運搬体制を構築します。

取り組みの例

- ハイブリッド車などの導入について検討

③ 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

収集作業の安全確保に努めるとともに、介護事業者等との連携を含め、高齢者や障害者も安心してごみを排出できるよう、制度の周知を行います。

取り組みの例

- 収集・運搬に携わる職員の研修会を実施して安全衛生に関する知識の向上を図るなど、収集作業の安全性の確保
- 高齢者や障害者などを対象とした、ふれあい収集のさらなる充実



## 施策2. (仮称) 環境センターの整備

(仮称) 環境センターの整備に向けた施策



資源物収集拠点、ごみ収集拠点として利用可能な(仮称)環境センターの整備を進めます。

### 取り組みの例

- 資源物収集拠点(常時排出可能型リサイクルステーション)の確保
- 各環境事業所と美化推進課を統合し、ごみ収集拠点施設として整備
- 大型ごみのリユースなど新たな資源化可能物に対応できる施設として整備
- 災害時に大量に発生する廃棄物の一次仮置場としての活用を検討

## 施策3. ごみ処理施設の整備・監視体制の強化

ごみ処理施設等の整備に向けた施策、搬入物の監視体制の強化等に向けた施策



### ① ごみ処理施設

東大阪都市清掃施設組合、大東市と連携し、ごみ処理施設等の整備を進めます。

#### 取り組みの例

- 東大阪都市清掃施設組合、大東市との連携を密にして、令和10年度完成予定の新たなごみ処理施設の整備を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理を推進
- 新たなごみ処理施設の整備においては、エネルギーの有効利用を図るとともに、周辺環境と調和する公害防止型の環境にやさしい施設を建設
- 新たなごみ処理施設の整備においては、災害廃棄物処理基本計画に則り災害廃棄物の受け入れに必要な設備を検討



### ② 環境教育・啓発活動の実施

ごみ処理の現場である東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設での環境教育・啓発活動を進めます。

#### 取り組みの例

- 東大阪都市清掃施設組合と連携し、市民や事業者に対する環境教育・啓発活動を充実

③ 資源物の分別・収集・保管

今後の社会状況等に応じ、資源物の分別・収集・保管機能を充実させます。

取り組みの例

- 分別収集計画などに基づき、東大阪都市清掃施設組合、大東市と連携し、資源物の分別・収集・保管機能を充実

④ 搬入物の監視体制の強化、排出ルールの周知徹底

事業系ごみの収集・運搬事業者の搬入物の監視体制を強化し、排出事業者への指導につなげます。さらにごみ処理施設での処理上の課題について、排出者である市民・事業者への啓発を進めます。

取り組みの例

- 搬入時における廃棄物の定期的な検査と監視体制の強化
- 事業者に対するごみ分別排出の指導の徹底
- 資源化・適正処理の推進を目的とした廃棄物受け入れ基準の見直しを検討
- リチウムイオン電池をはじめとする危険物や処理困難物についての市民・事業者に対する適正排出の周知徹底



施策4. 最終処分場の安定的な確保

安定的な最終処分場の確保に関する施策



本市で発生するごみは、焼却等の処理を行ったのち、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する海上の最終処分場に埋め立てられています。本市は東部の生駒山麓を除き、ほとんどが市街化区域であるため、市内で最終処分場を設置することが困難です。引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場が利用できるよう国等への要望を行い、できる限り長く最終処分場を利用できるよう、ごみ減量を推進します。

取り組みの例

- 大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的な最終処分場の安定的な確保を、他自治体と共に国や府へ要望
- ごみ減量の推進による最終処分量の削減



### 施策5. 適正処理が困難な物への対応

廃棄物の処理が困難である物の対応強化や広域処理体制の整備に関する施策



適正処理困難物の広域処理体制の整備について、国や府へ要望するとともに、業界団体による適正処理の要請や、販売店での引き取りを徹底するなど、事業者に協力を求めます。

#### 取り組みの例

- 環境大臣指定一般廃棄物のうち、スプリング入りマットレスなど指定一般廃棄物の品目の拡大や業界引き取りに関する調整の継続を国へ要望
- 業界（販売店）引き取り品目の拡大を国へ要望
- 販売店引き取りの利用や処理手数料の必要性など、市民への周知徹底を推進
- 適正処理困難物や排出禁止物の品目指定を検討
- 適正処理困難物や排出禁止物について、情報提供の充実
- 適正処理困難物の広域処理体制の整備を国や府へ要望
- 在宅医療廃棄物などの啓発方法を検討

### 施策6. きれいなまちづくりの推進

「不法投棄の防止」や「散乱ごみ防止とまちの美化の推進」に関する施策



#### ① 不法投棄の防止

「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、啓発看板・監視カメラなどを設置することや、不法投棄ごみの早期撤去により不法投棄の防止を図ります。

#### 取り組みの例

- 不法投棄禁止看板や監視カメラの設置などによる、不法投棄の防止
- 日常的な市内巡回パトロール、休日パトロールの実施による不法投棄ごみの撤去

#### ② 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

市民、事業者とともに、まちの美化活動を促進します。

#### 取り組みの例

- 自治会、学校園、企業等と協働でクリーンアップ大作戦（市内一斉清掃）を実施
- 地域での清掃活動の支援
- 「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、関係部局と連携し、ごみの散乱防止やまちの美化推進に関する取り組みを強化
- ポイ捨て禁止看板や歩きたばこ禁止ステッカー等の活用によるまちの美化推進

施策7. 災害廃棄物対策の強化

「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」に基づく「災害廃棄物の処理」に関する施策



国や大阪府が進める災害廃棄物処理の方針に従い、災害発生時の廃棄物処理体制の充実、近隣自治体や関連業界との連携を進めます。また、東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理体制を構築し、災害発生時のごみの出し方等について、平時から市民に啓発し、協力を求めます。

取り組みの例

- 災害時のごみの出し方や仮置場などについて市民へ広報啓発を実施
- 災害時にすぐ対応できるように平時よりマニュアルの作成や訓練を実施
- 災害廃棄物の処理に関する協定を関連業界と締結
- 近隣自治体との協力体制を強化するとともに、共同訓練の実施、災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制の確保
- 近畿ブロック協議会などを通じて国や府との定期的な情報交換などを実施

(3) 市民・事業者・各種団体・行政の減量目標達成に向けた主な行動例

市民の行動例

1. 買い物をするとき

- マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- 過剰な包装は断ります。
- 詰め替え商品を選びます。
- 繰り返し使える容器に入った商品を選びます。
- ばら売り、量り売りの商品を選びます。
- レンタル品や中古品を利用します。
- トイレットペーパーや文房具などは、再生品を選びます。
- 環境に配慮した商品を選びます。

2. 普段の生活の中で

- 賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し（食品ロス）を減らします。
- 使えるものは修理して再使用するなど、ものを大切にします。
- 外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。
- 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。
- 使い捨て容器の使用を控えます。
- 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。
- 生ごみの水切りや生ごみ処理機（コンポストなど）による堆肥化を実践します。
- フリーマーケットに参加するなど、まだ使えるものは、必要としている人に譲ります。
- プラスチック製容器包装とペットボトルの適正な分別排出に努めます。
- 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布）やアルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。
- 蛍光灯・乾電池・小型家電などは、市役所やリージョンセンターまたは回収協力店に設置されている回収拠点に排出します。
- 市のごみ減量施策に協力します。
- 学校や地域が主催するイベントでごみ減量や分別に対する理解と協力を呼びかけます。

事業者・各種団体の行動例

1. すべての事業者

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- できるだけ再生紙を購入し、発生した紙ごみは、分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- 事務用品には詰め替え商品や再生品を購入し、使用します。

3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しによる副産物の削減など資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- 詰め替え可能な商品の生産に努めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- リサイクルに関する技術開発を推進します。

4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 詰め替え商品やくり返し使用できる商品の販売に努めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。(食品リサイクル法に基づく事業者)
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減などを図ります。

5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て商品の使用を削減します
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 再生品の使用を推進します。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。(食品リサイクル法に基づく事業者)
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

行政の行動例

1. 市役所での取り組み

- 職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向け環境学習の実施に努めます。
- 環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
- 会議では、できるだけペーパーレス化に努めるなど、コピー用紙の使用量を抑制するとともに、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
- 使い捨て製品の使用を控えます。
- 市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチック使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
- 機密文書のリサイクルを推進します。
- 公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
- 環境物品の購入（グリーン購入）を徹底します。
- 会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。

2. ごみ減量を進めるための仕組みづくり

- 学校や地域に向けたごみ減量・環境教育を推進します。
- 古紙類の資源化を推進するため、再生資源集団回収実施団体への支援を行います。
- 地域住民団体や事業者団体との連携を強化します。
- 地域のイベントでリユース食器の普及拡大に向けた、導入支援等の推進を行い、ごみ減量に対する理解と協力を呼びかけます。
- 市関連施設で、古紙類や蛍光管・乾電池・小型家電などの拠点回収を拡充します。
- 定期的に移動式資源拠点回収（キャラバン回収）を実施するなど、資源の排出環境の充実に努めます。
- 小売店などを中心に、資源物の店頭回収の促進を働きかけます。
- 東大阪市版ごみ分別アプリ「さんあ〜る」により、ごみの分別方法や収集日を周知します。
- 食品ロス削減に向けた行動を実施しやすい環境づくりを行います。

## 5 重点プロジェクト

本計画の目標を達成するために、比較的大きな減量効果が見込まれる取り組みを重点プロジェクトとして設定します。

重点プロジェクトは、国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、令和元年度に実施した東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査や東大阪市市政世論調査、東大阪市地域研究助成金事業の研究結果等から、施策内容を定めました。

表 24 重点プロジェクトとその内容

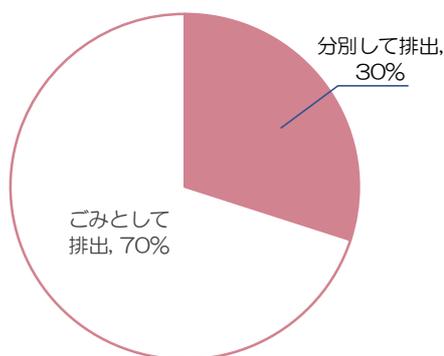
重点プロジェクト	主な「取り組みの例」	施策との関連
重点プロジェクト1 プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋プラスチックごみ問題の啓発促進</li> <li>● プラスチック製容器包装の分別徹底</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開
重点プロジェクト2 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品ロス啓発冊子の作成および啓発</li> <li>● 事業者との食品ロス削減に関する協働啓発</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導 II-4 公共施設における率先行動の充実
重点プロジェクト3 多様なごみ排出方法の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 拠点回収および集団回収未実施地域の解消</li> <li>● 行政以外への排出の誘導</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開 II-4 公共施設における率先行動の充実 III-1 時代に応じた収集・運搬体制の確立
重点プロジェクト4 事業系ごみの減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小規模事業者が排出するごみの実態把握</li> <li>● 事業系ごみ削減マニュアルの作成および情報提供の充実</li> </ul>	I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導 III-3 ごみ処理施設の整備・監視体制の強化
重点プロジェクト5 環境教育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い世代を対象とした環境教育の実施</li> <li>● 大学と連携した学生向けの啓発</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

### 重点プロジェクト1 プラスチックごみの削減

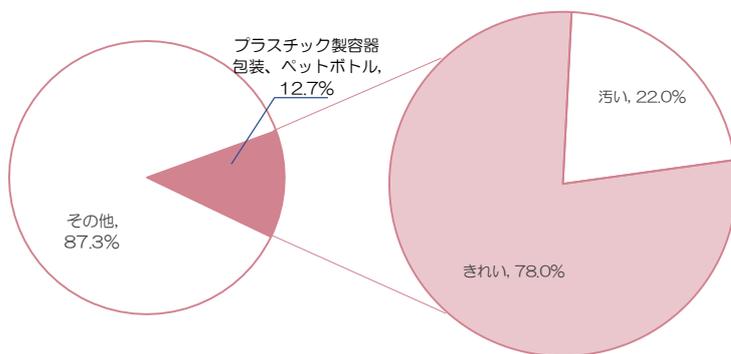
- プラスチックごみの不適正処理による海洋汚染が地球規模の問題となっています。本市においても令和元年8月22日に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を市長と議長の連名で行いました。今後、市民・事業者・行政の三者協働による取り組みを進めてまいります。

### 本市におけるごみや資源の排出方法の現状

- 排出されるプラスチック製容器包装は、約30%が分別して排出されており、残りの約70%はごみとして排出されています。(図25)
- 令和元年度に実施した家庭ごみの組成調査では、資源化可能なプラスチック製容器包装が家庭ごみ中に約11.5%含まれており、そのうちきれいな状態で排出されたものが約77%を占め、そのままプラスチック製容器包装として排出すれば、資源化可能です。(図26)
- 令和元年度に実施した東大阪市市政世論調査ではプラスチック製容器包装を分別していない理由として「汚れを落としたり、分別することが面倒である」と回答した市民が最も多く、啓発方法の検討が必要です。(図27)



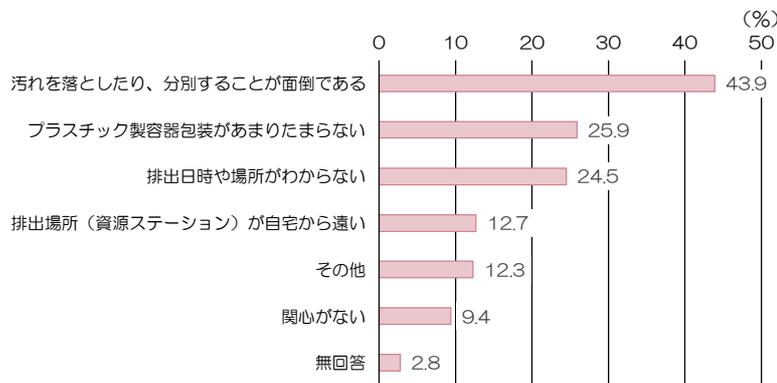
[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 25 プラスチック製容器包装の分別排出率

図 27 家庭ごみ中に分けずに捨てられているプラスチック製容器包装の割合と汚れ具合



[出典 令和元年度 市政世論調査]

図 26 プラスチック製容器包装を分別していない理由

### 取り組み方針と取り組みの例

プラスチック製容器包装の分別収集、使い捨てプラスチックの発生抑制を中心に、プラスチックが使用されるあらゆる場面で代替策を提案し、市民、事業者の取り組みを促進します。あわせて、本市と本市職員による率先した取り組みを推進します。

#### 取り組みの例

○ **海洋プラスチックごみ問題の啓発促進**

環境教育出前講座や各種イベントで海洋プラスチックごみ問題の啓発をとおして、分別への協力を繋げます。

○ **プラスチック製容器包装の分別徹底**

プラスチック製容器包装やペットボトルの分別方法を分かりやすく記載した、小冊子や質問集を用いることで、効果的な啓発を展開し、分別の徹底を図ります。

○ **環境配慮型の物品調達**

生分解性素材を利用したごみ袋など、プラスチック代替素材を使用した製品の率先調達や市民への情報提供、使用促進を行い、環境不可を減らすための製品の普及啓発を図ります。

○ **使い捨てプラスチックの削減**

ふれあい祭りなどのイベントでリユース食器の普及拡大に向けた導入支援等の推進や、マイボトルを持参すれば割引等を行っているマイボトル推奨店舗の情報提供を行い、使い捨てプラスチックの削減を推進します。

○ **事業者とのプラスチックごみ削減に関する協働啓発**

市民が日常的に利用するスーパーマーケット等、生活に身近な店舗の協力を得てキャンペーン実施や啓発物の提供を行い、事業者と協働でプラスチックごみの削減を図ります。

### プラスチックごみ問題

容器や包装、様々な製品に用いられ、私たちの生活に浸透しているプラスチック。便利である一方で、様々な課題が明らかになっています。

**[限りある石油資源の枯渇につながります]**

多くのプラスチックは、石油を原料としています。プラスチックの利用は、限りある石油資源の枯渇につながります。

**[地球温暖化、気候変動の進行につながります]**

石油の採掘、輸送、精製、生産の一連の過程でエネルギーを利用し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出し、さらに、ごみとして排出された後、焼却される際にも二酸化炭素を多量に排出します。

**[海洋プラスチック、マイクロプラスチック問題につながります]**

製品に含まれるプラスチック製のマイクロビーズや、自然環境に流出後に細かく砕けたプラスチックである「マイクロプラスチック」が年々海にたまり続けています。※2050年までには海洋中の魚類生物の重量を超えるプラスチックが海に溜まると言われ、海洋生態系への影響が懸念されています。

※The New Plastics Economy Rethinking the future of plastics, Ellen MacArthur Foundation ,2016

TRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAIKATRY

HIGASHIOSAIKATRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAIKA

HIGASHIOSAIKATRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAIKA

## 東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言



現在、プラスチックは、その利便性から私たちの生活の中に浸透している一方で、不用意にごみとして捨てられるなど適正に処理されないものが河川などを通じて海へ流れ込み、海の環境や生態系に影響を与えることが、地球規模の問題となっています。

ラグビーワールドカップ2019™の試合会場となり、世界中のみなさまを迎え入れる東大阪市は、プラスチックの資源循環を推進し、ごみのポイ捨て防止に率先して取り組み、世界全体の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していく必要があります。

東大阪市は、「環境にやさしい ごみを出さないまち東大阪」のローガンのもと、市民・事業者・行政の三者協働による3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動、まちの清掃活動をさらに進め、議員・職員によるマイバッグやマイカップ・マイボトルの活用を率先して行い、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て防止等の取り組みを進める「プラスチックごみゼロにトライ！」することをここに宣言します。



令和元年8月22日

東大阪市長

東大阪市議会議長

TRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAIKATRY

図 28 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」

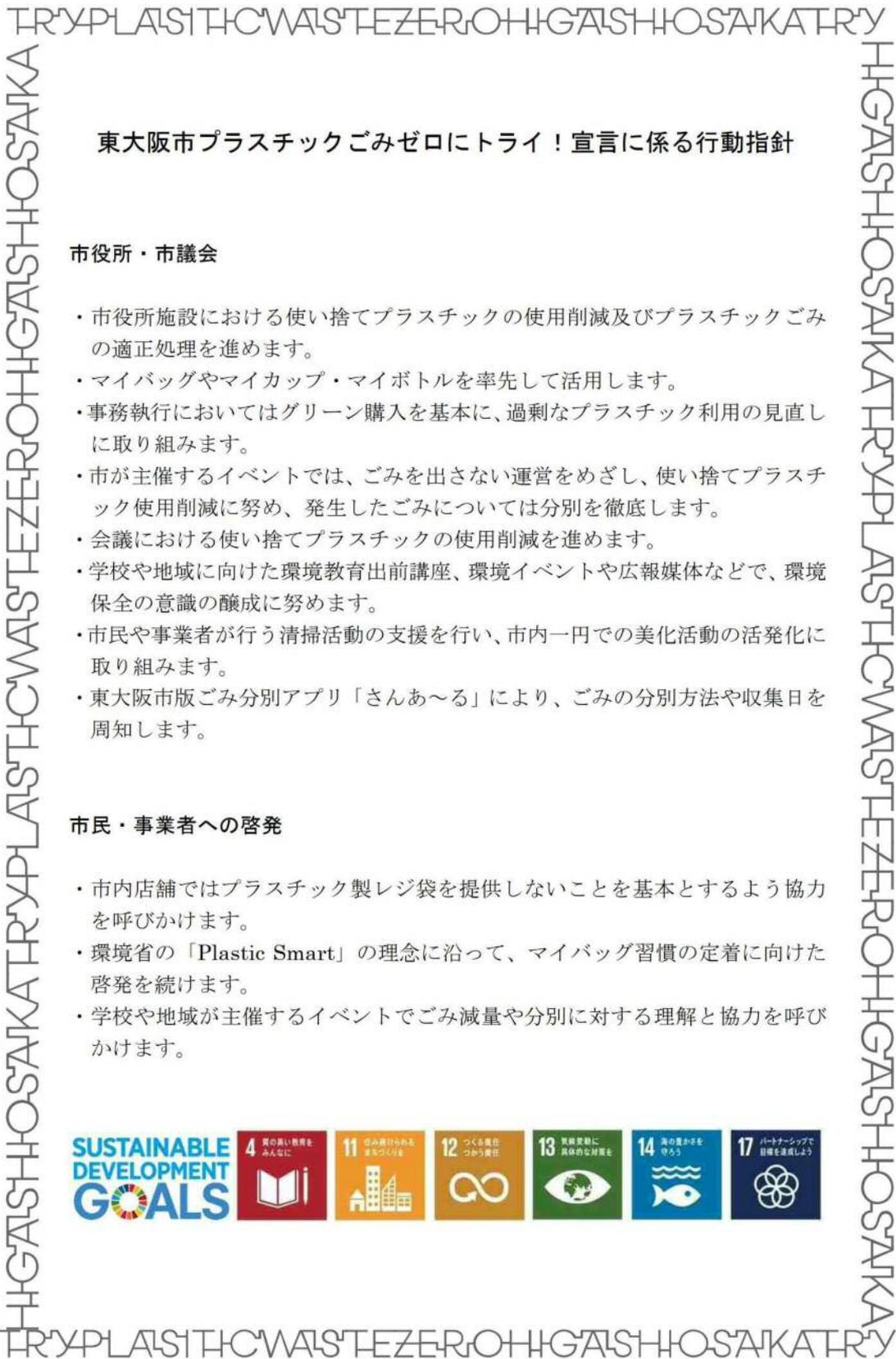


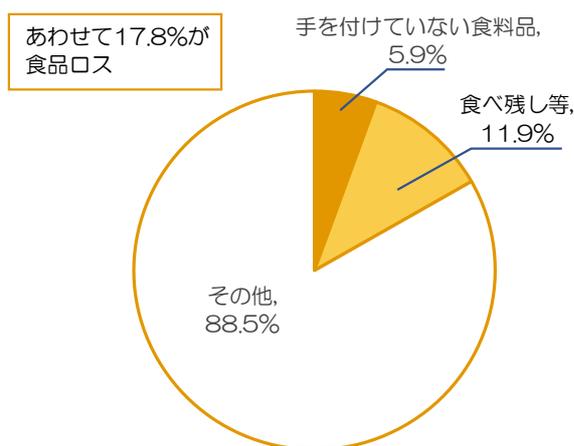
図 29 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言に係る行動指針」

## 重点プロジェクト2 食品ロスの削減

- 平成29年度の統計では国内で発生する食品ロスは年間約612万トン、うち家庭系が約284万トン、事業系が約328万トンと推計されており、多くの食品が捨てられています。
- 家庭系の食品ロス削減については、買い物、調理、保存、外食などそれぞれの場面に応じた啓発が必要です。また、事業系の食品ロス削減については、製造業者、卸売業者、小売業者、外食事業者の一体となった取り組みが必要です。

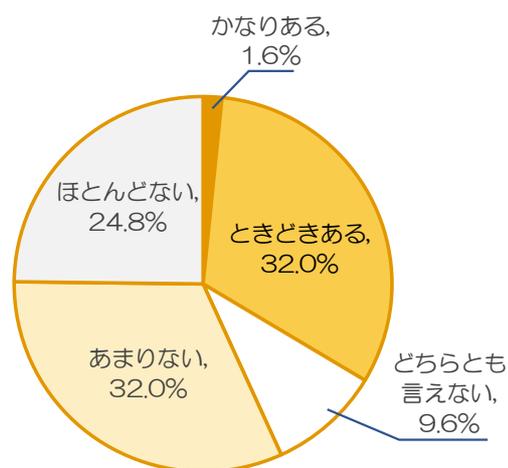
### 本市における食品ロスの現状

- 令和元年度に実施した家庭ごみの組成調査では家庭ごみ中に手付かず食品が約6%、食べ残し等が約12%含まれており、本市では推計で約1万5,700トンが食品ロスとして処分されている計算になります（図30）
- 令和元年度に市民を対象に実施した市政モニターアンケートでは「普段の生活において食材を捨てたり、食べ残しを捨てたりすることがありますか」という問いに対し「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の33.6%となり、更なる食品ロスの削減に向け、協力を求める働きかけが必要です。（図31）
- 令和元年度に東大阪市地域研究助成金事業を活用し、市内の食品関連事業者（小売店・飲食店）を対象に実施した「食品ロス抑制行動と意識に関する研究」では、事業者が「ポスターやポップ等の掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動にあまり取り組めていない」という報告があり、事業者へ協力を求める働きかけが必要です。



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画  
改訂に伴う基礎調査報告書]

図 30 家庭ごみ中の食品ロスの割合



[出典 令和元年度 市政モニターアンケート]

図 31 食材や食べ残しの廃棄経験

### 取り組み方針と取り組みの例

食品ロスのうち、家庭から発生するものと、飲食店や食品小売店から事業系一般廃棄物として排出されるものを対象に、市民や事業者が食品ロス削減に向けた行動を実践しやすい環境づくりを行い、取り組みを促進します。

#### 取り組みの例

○ **食品ロスの啓発冊子の作成および啓発**

家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを削減する手法などをまとめた啓発冊子を作成し、日常生活で食品ロス削減が可能であることを示すことで、さらなる食品ロス削減の浸透を図ります。

○ **食品ロスに関するセミナーの実施**

家庭や地域で環境にやさしい食のありかたを学ぶ場を提供し、食品ロスに関心を持つきっかけづくりを行います。

○ **フードドライブの実施検討**

家庭で余っている食品を公共施設等で集め、集まった食品を NPO 法人や福祉団体に提供する仕組みを構築し、食品ロスの削減を促進します。

○ **フードシェアリングサービスの利用促進**

事業者と協定を結ぶなど、フードシェアリングサービスについてホームページや SNS で情報提供を行い、利用の促進を図ります。

○ **事業者との食品ロス削減に関する協働啓発**

食品関連事業者を対象に、ポップ等の啓発資材を提供することやスーパーマーケット等の店頭で啓発物の配布等を行い、事業者と協働で啓発を行います。

### 食品ロス削減目標

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）において、家庭系食品ロスの削減目標（2030年までに半減）が定められ、同様に食品リサイクル法の基本方針（令和元年7月）においては、事業系食品ロスの削減目標が定められました。

本市においても、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で食品ロスの半減を目指します。

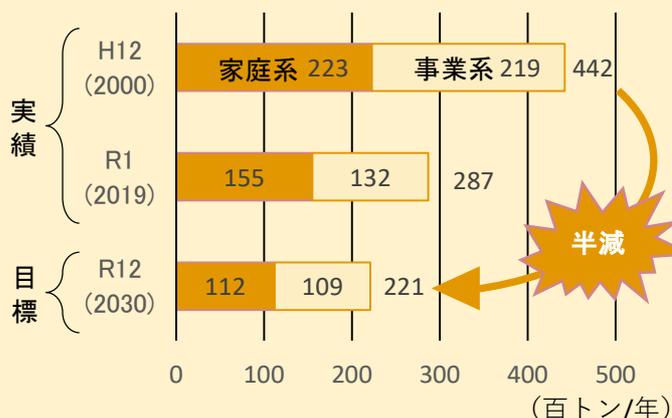


図 32 東大阪市の食品ロス発生量（推計）と削減目標

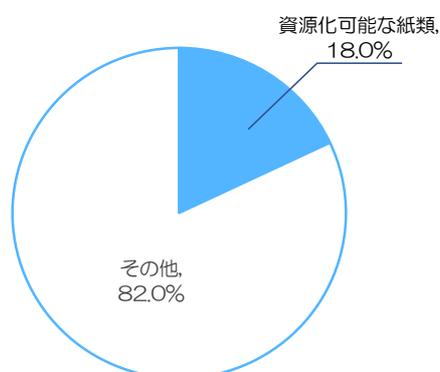


### 重点プロジェクト3 多様なごみ排出方法の構築

- 令和元年度における焼却処理量や資源化率の目標値が達成できていないため、資源の分別収集や集団回収など、資源化の取り組みの中心となる施策を進めるとともに、その施策を補完する仕組みづくりを行い、多様化する排出ニーズに対応していきます。

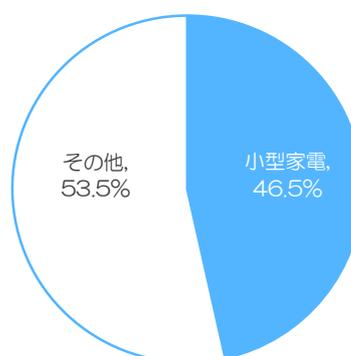
#### 本市におけるごみや資源の排出方法の現状

- 令和元年度に実施した家庭ごみの組成調査では資源化可能な紙類が家庭ごみ中に約 18.0%（図 33）資源化可能な小型家電類が不燃の小物中に約 46.5%含まれています。（図 34）
- 令和元年度に実施した市政世論調査で古紙類の排出についてたずねたところ、「集団回収に出している」と回答した方が 59.1%と最も高かったものの、次いで「家庭ごみ（燃える物）に出している」と回答した方が 25.5%となっており、市や民間事業者が設置している回収ボックスに出している人は 1 割未満でした。（図 35）
- 本市の資源化量の大半を占める集団回収量について、新聞購読世帯の減少や紙の減量、パーペラス化などが進み、減少傾向にあります。
- 集団回収や小型家電等、資源物の拠点回収について、一部空白地域が発生しており、市民の排出環境を整えるためにも空白地域の解消が必要です。



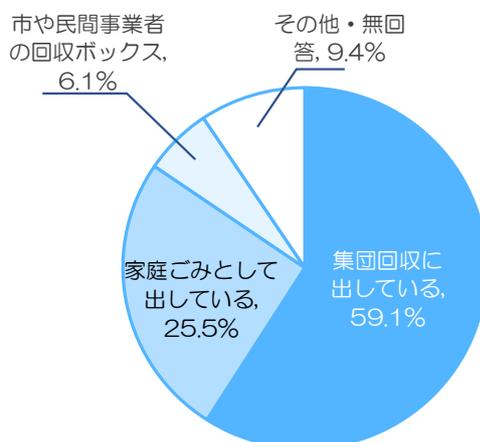
[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 33「家庭ごみ」中の資源化可能な紙類



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 34 「不燃の小物」中の小型家電



[出典 令和元年度 市政世論調査]

図 35 古紙類の排出先（市民アンケート）

## 取り組み方針と取り組みの例

主に家庭ごみ（燃えるもの）に混入している資源が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の回収機会の充実を図ります。

また単に分別を進めるだけではなく、分別が難しい方へのサポートもあわせて実施します。

### 取り組みの例

- **既存の分別区分の見直し**  
不燃小物類について、小型家電リサイクル法への対応も含めた不燃物・金属類の分別収集・運搬制度の整理を図り、排出環境を整備します。
- **拠点回収および集団回収の未実施地域解消**  
市が定期収集を行っていない資源物の回収について、拠点回収を拡充します。  
また、集団回収の未実施地域解消に向けて、地域への働きかけを行うとともに、地域への引継ぎを前提とした行政の一時的な古紙回収を検討し、古紙類の排出環境を整えます。
- **新たな回収品目の検討**  
現状では回収していない品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資源化の方策を検討していきます。
- **行政以外への排出の誘導**  
不用品のリユースを図る場を市民に定着させるため、民間のリサイクルショップやフリーマーケット、インターネット上の再利用活用アプリなどへの排出誘導を行い、リユースへの意識付けを推進します。
- **ふれあい収集の充実**  
ふれあい収集に関する必要な情報を提供できるよう、ウェブサイトや市政だよりを用いて制度の周知を行い、高齢者世帯などの日常生活における負担軽減やごみの適正処理を図ります。
- **地域でのごみ問題への細かな対応**  
地域のごみ問題について、北部環境事業所地域班および美化推進課が窓口となり、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図ります。

表 25 資源の拠点回収

回収品目	実施場所	拠点数
古紙類	公共施設	12
蛍光管・乾電池	市内協力電器店・公共施設	88
小型充電式電池	公共施設	19
水銀血圧計	市役所本庁舎	8
水銀体温計	各環境事業所・各保健センター	
小型家電	市内協力小売店・公共施設	25

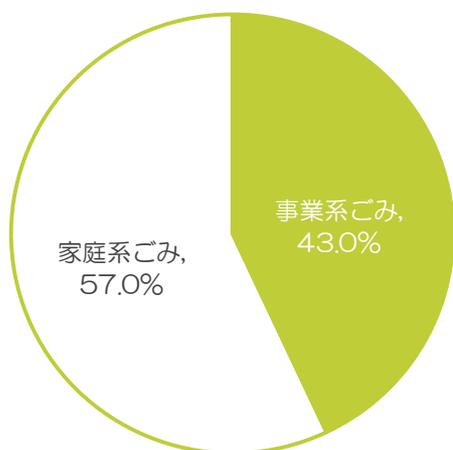


### 重点プロジェクト4 事業系ごみの減量・資源化の推進

- 事業者による分別排出では、人的、経済的負担が増加するケースが多く、取り組みの弊害となっていますが、平成30年度の本市における1事業所あたりの事業系ごみ排出量は府内の10万人以上の22市中で少ない方から11番目となっており、削減の余地があります。（32ページ参照）
- 事業者におけるごみ減量意識を向上させるため、大規模事業所と中小規模事業所のそれぞれに応じた取り組みが必要です。

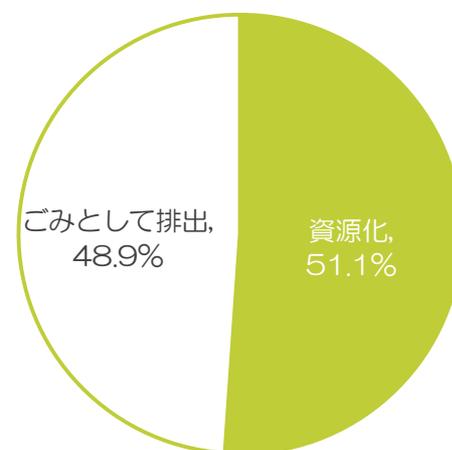
#### 本市における事業系ごみの現状

- 東大阪市で発生する一般廃棄物のうち約43%を事業系廃棄物が占めており、家庭系廃棄物と並行して減量・資源化を進める必要があります。（図36）
- 特定事業者（55ページ参照）から令和元年度に排出された一般廃棄物15,060トンのうち、約51%が資源化されています。なお、資源化されているものの大半は紙類が占めています。（図37）
- 事業者の排出実態は一様ではなく、規模や業種別に把握が必要で、特に本市においては、数多く立地している中小規模事業者の実態把握が必要です。



[東大阪市 資料]

図 36 「事業系ごみ」の割合（令和元年度）



[東大阪市 資料]

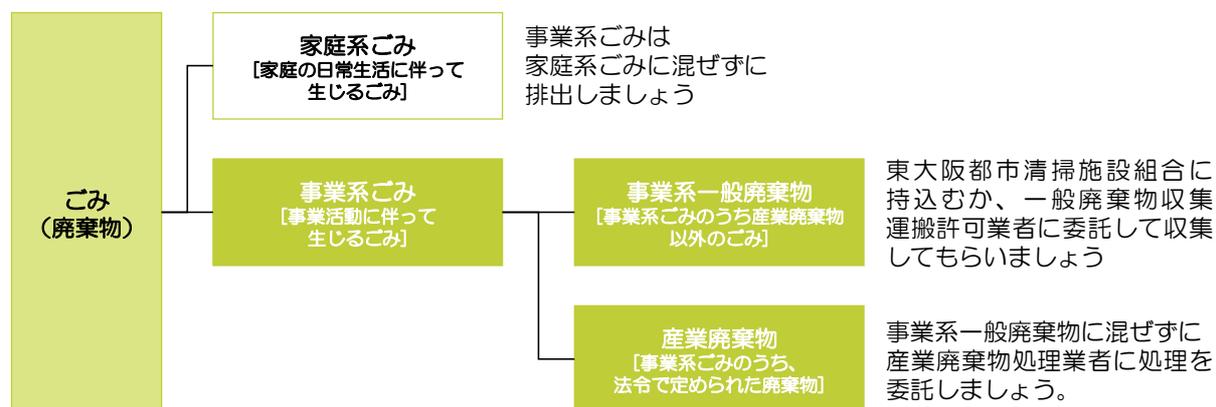
図 37 「特定事業者」のごみ中の資源化率

### 取り組み方針と取り組みの例

事業系ごみ減量や資源化の促進施策を事業所の規模別に展開し、効果につなげていきます。その中で、様々な情報提供や排出指導だけでなく、事業系ごみの分別排出や再資源化ルートの確保を行います。

#### 取り組みの例

- **大規模事業所の対象規模見直しの検討**  
面積要件のみではなく、ごみ排出量の観点を導入し、特定事業者の対象を拡大し、さらなる事業系ごみの減量につなげます。
- **中小規模事業者が排出するごみの実態把握**  
ごみの排出実態が掴みにくい中小規模事業者について、経済センサスの活用や事業者団体等と連携し、訪問やアンケート等により実態を把握し、効果的なごみ減量指導を実施します。
- **事業系ごみ削減マニュアルの作成および情報提供の充実**  
事業所から排出されるごみの減量、適正処理に向けて、事業系ごみの区分、品目、排出方法などを記載したマニュアルを作成し、啓発や減量指導等に活用します。
- **事業者を対象とした研修会の開催**  
事業者を対象とした研修会を開催し、事業者へのごみ減量にかかる意識づけを行います。また、市と事業者のネットワークづくりを行い、事例の共有など情報の展開を図ります。
- **公共施設で発生する古紙類のリサイクル推進**  
紙類の使用量が多い部局を中心として、一般古紙や機密文書のリサイクルのさらなる促進を図ります。



〔日本産業廃棄物処理振興センター産業廃棄物処分課程 テキストをもとに作成〕

図 38 事業系ごみの出し方

## 重点プロジェクト5 環境教育の普及啓発

- 環境教育出前講座などの普及啓発を中心に教育・学習の場を利用してごみの減量や資源化の必要性を伝え、ごみ問題についての理解を得ることで実践行動を呼び起こします。
- 環境に対する意識は世代差が大きく、若年世帯は比較的関心が低い傾向にあるため、分別方法や処分方法を周知することで廃棄物の適正処理を推進します。

### 本市における環境教育の現状

- 環境教育出前講座を中心に様々な機会を通じて環境教育・学習、啓発を行っています。

環境教育出前講座	ECOポスターコンクール	ECOファミリーフェスタ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バッカー車派遣や紙すき教室等 【49回】</li> <li>○ 地域フェスタでのごみ分別 【22回】</li> <li>○ 自治会等でのごみ減量講座 【15回】</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中学校からの応募 【347枚】</li> </ul> 	

※【 】内は、特に記載がないものはR1年度実績

表 26 環境教育出前講座のメニュー

番号	事業名	事業内容	対象
(1)	ごみ処理のながれとスケルトン パッカー車の派遣	小学4年生で習う「くらしとごみ」に合わせたごみ処理のながれ、分別の必要性について説明	小学生高学年 (主に4年生)
(2)	スケルトンパッカー車派遣と紙芝居	幼児期から環境に興味を持ってもらえるよう、手作り紙芝居を通じてごみの分別・減量について説明、パッカー車と記念撮影	保育所・幼稚園等
(3)	自分だけのエコバックを作ろう！ ～もう、レジ袋はいらない～	世界でひとつだけのマイバックづくり	小学生(低学年) 保育所・幼稚園等
(4)	エコキャップアート ～ごみから作れる芸術～	ペットボトルを用いて分別の必要性を伝えるとともに、ペットボトルのキャップを活用した絵の制作	小学生(高学年) 中学生・一般等
(5)	紙すきハガキ作り教室	紙すきで牛乳パックからハガキを作成	小・中学生 一般等
(6)	ごみの分け方・出し方教室 ～雑がみ・資源をリサイクルしよう～	ごみ・資源を出す曜日など、正しいごみの出し方についてクイズ形式での学習や、雑がみ袋を活用した雑がみのリサイクルについての学習	一般等
(7)	みんなで減らそう食品ロス！	食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」について学び、減量のための取り組みを一緒に考えるワークショップ	小・中学生 一般等
(8)	やってみよう！資源ステーションで分別	職員が、地域で実施されるフェスティバルやイベントに出向き、ごみを分別して出してもらおう「資源ステーション」の指導を実施	小・中学生 一般等
(9)	ECOポスターコンクール	3Rの推進・地球環境保全や環境美化を推進するためのポスターコンクール	小・中学生
(10)	地球温暖化って何？ ～みんなできめよう地球温暖化～	台風の大規模化や異常気象の原因といわれる、地球温暖化について、仕組み・原因・対策などの基礎的な学習や、省エネルギーに関する実験(LED・蛍光灯・白熱球比較実験装置)や電気自動車の説明	小学生(高学年)
(11)	みんなで考えよう！エネルギー問題	エネルギー問題について学んでもらうとともに、クリーンエネルギー自動車である水素自動車の紹介や電気自動車の試乗を通じた体験学習	小学生(高学年)
(12)	環境にやさしい物品購入 (グリーン購入)	最も身近な活動であるグリーン購入を通じて、資源の大切さを学習	小学生(高学年)
(13)	生活騒音について考えよう	パンフレットを活用し、生活騒音についてお話しします。	小・中学生 一般等

## 取り組み方針と取り組みの例

ごみ減量や分別の取り組みが進んでいない層を中心に、様々な方に向け、ごみ減量の必要性和、その日から始められる具体的な手法について伝えられるよう施策を展開します。

### 取り組みの例

○ **様々な対象に向けた環境教育・環境学習の充実**

今後顕在化するごみ問題をテーマとして環境教育出前講座のメニューに追加するとともに、学校園や地域団体へ啓発を行います。

○ **大学と連携した大学生向けの啓発**

情報が届きにくい大学生に対して、東大阪市大学連絡協議会等と連携し、ごみ問題や分別の必要性について理解を進め、啓発を行います。

○ **ごみ減量にかかる市民向け講演会やリサイクル教室等の開催**

広く市民を対象としたごみ問題にかかる講演会や不要になった材料を用いたリサイクル教室等とおして、日常生活におけるごみ減量の実践と環境への意識の高揚を図ります。

○ **エコライフ診断の普及啓発**

家庭から出る温室効果ガスの見える化とエネルギー削減対策の提案を行う「エコライフ診断」の普及啓発をとおして、環境問題への関心を高めます

○ **地域で学習しやすい啓発物の作成および提供**

地域ごみ減量推進員および地域ごみ減量協力員と連携し、地域内で自主的に学習ができるよう、分かりやすい啓発物を作成し、活用していただくことで地域内での内容共有による行動の波及を図ります。

○ **IT媒体による情報の充実**

3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市公式ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。

○ **事業者を対象とした研修会の開催【再掲】**

事業者を対象とした研修会を開催し、事業者へのごみ減量にかかる意識づけを行います。また、市と事業者のネットワークづくりを行い、事例の共有など情報の展開を図ります。



## 6 計画の進行管理

### (1) 基本的考え方

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、計画推進のために、関係部門との連携強化による計画推進体制を充実します。

### (2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、適切な時期に市政だよりや市のウェブサイトなどを活用し、広く市民に公表していきます。

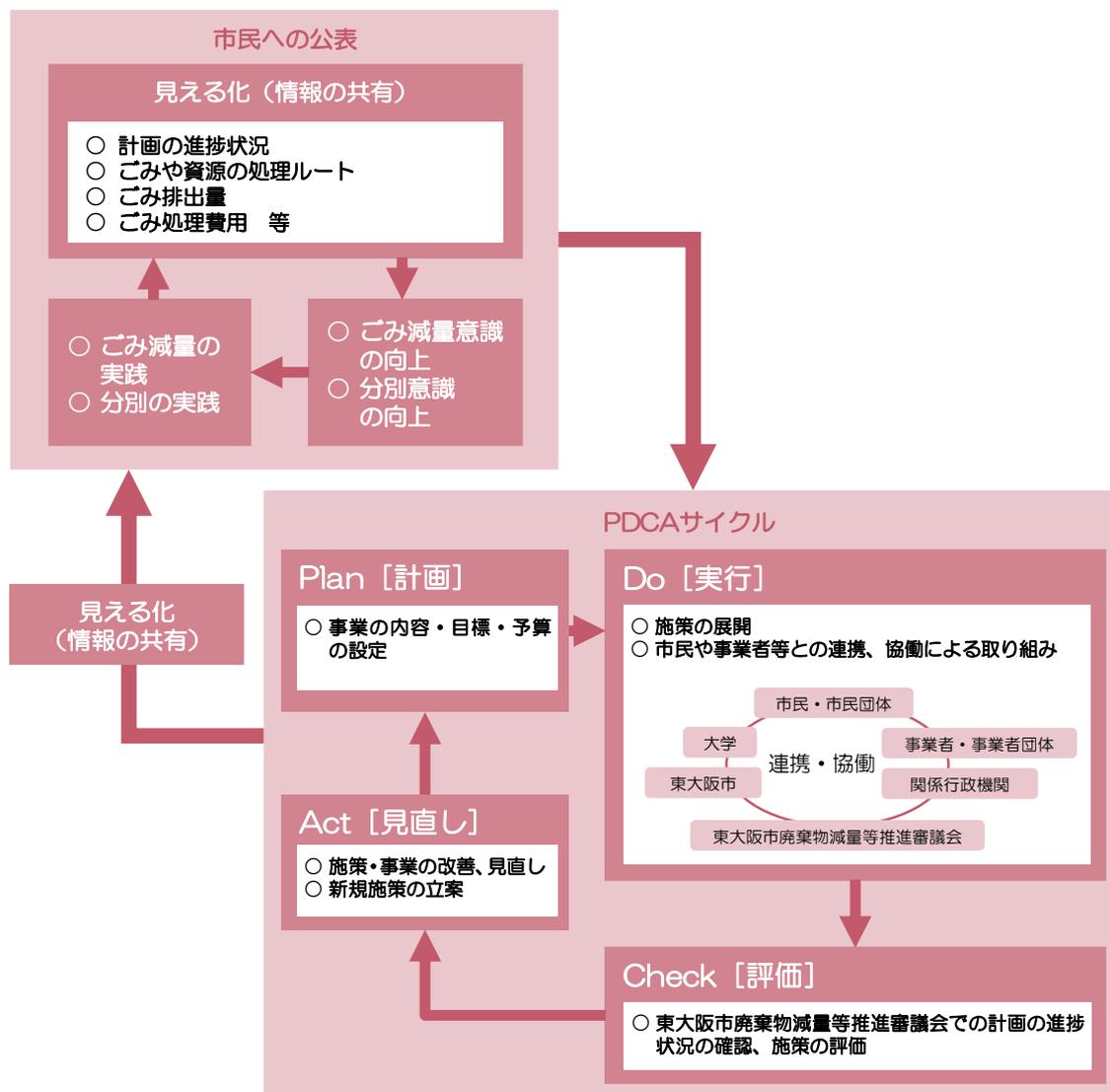


図 39 計画の進行管理方法